

官報

昭和四十四年三月十九日

○第六十二回 参議院會議録第十一号

昭和四十四年三月十九日(水曜日)
午前十時四分開議

○議事日程 第十一号

昭和四十四年三月十九日

午前十時開議

第一 所得税法の一部を改正する法律案及び租
税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

第二 国務大臣の報告に関する件(昭和四十四
年度地方財政計画について)

第三 地方交付税法の一部を改正する法律案及
び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

第四 公営住宅法の一部を改正する法律案(趣
旨説明)

第五 地方自治法の一部を改正する法律案(内
閣提出)

○本日の会議に付した案件

一、議員派遣の件

一、日程第五

一、日程第一より第四まで

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略
いたします。

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を
許可した。

社会労働委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

行政機関の職員の定員に関する法律案
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
律案
昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許
可した。

地方行政委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

の件
日本合成ゴム株式会社に関する臨時措置に關す
る法律を廃止する法律案 商工委員会に付託
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件 通信委員会に付託
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

所得税法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付
託した。

船員保険法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。

厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正す
る法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。よつて議長は即日これを社会労働委員会に
付託した。

最低賃金法案(河野正君外十一名提出)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、地方財政法第二十條の二の規定に
よる意見書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、地方財政法第二十條の二の規定に
よる意見書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、地方財政法第二十條の二の規定に
よる意見書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。

石炭鉱業国有法案(多賀谷貞君外十四名提出)

日本石炭公社法案(多賀谷貞君外十四名提出)

同日委員長から左の報告書が提出された。

地方自治法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から、地方財政法第二十條の二の規定に
よる意見書を受領した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付さ
れた。

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号

議長報告 會議 議員派遣の件

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 議事日程変更の件 地方自治法の一部を改正する法律案

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、日程の順序を変更し、日程第五を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

日程第五、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長内藤啓三郎君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十四年三月十四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第十七号を次のように改める。

十七 消費者の保護及び貯蓄の奨励並びに計量器、各種生産物、家畜等の検査に関する事務を行ふこと。

第二条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的

かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

第八条の二第一項中「第二条第十三項」を「第二条第十四項」に改める。

第九条の五第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

第七十四条に次の一項を加える。

第一項の場合において、当該地方公共団体の区域内で衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の選挙が行なわれることとなるときは、政令で定める期間、当該選挙が行なわれる区域内においては請求のための署名を求めることができない。

第七十四条の四第三項中「期間の経過後」を「期間外の時期」に改める。

第七十五条第四項、第七十六条第四項及び第八十条第四項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に、「同項」を「第一項」に改める。

第八十一条第二項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に改める。

第八十六条第四項中「第七十四条の二」を「第七十四条第五項及び第七十四条の二」に、「同項」を「第一項」に改める。

第九十条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項の議員の定数は、都にあつては、特別区の存する区域の人口を百五十万人で除して得た数を限度として条例でこれを増加することができ、ただし、百三十人をもつて定数とする。

第二百二十三条第三項中「及び都道府県にあつては自治大臣、市町村にあつては都道府県知事」を削る。

第二百五十六条第七項中「税関支署の出張所及び監視署」を「税関支署並びにその出張所及び監視

署、税務署及びその支署」に改める。

第二百五十八条第二項及び第七項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第二百九十九条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改め、同条第八項中「自治大臣」を削る。

第二百四十五条第二項中「第二条第十二項及び第十三項」を「第二条第十三項及び第十四項」に改める。

第二百五十二条の二第二項後段を削る。

第二百六十条第二項中「告示するとともに、自治大臣に報告しなければならない」を「告示しなければならない」に改める。

附則第六條の四の次に次の一条を加える。

第六條の五 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

一 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の規定により徴収すべき入港料その他の料金、

二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の規定により土地改良事業の施行に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭

別表第一第一号中「訓練を行うための所要の機関」を「教育訓練を行なうために消防学校」に、「並びに」を「並びに消防に関する市町村との連絡及び市町村相互間の連絡協定を結ぶもの」に、「消防統計及び消防情報、消防に関する市町村相互の連絡」を「市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせん、消防統計及び消防情報」に改め、「資料の性能試験」の下に「市町村の消防計画及び消防の相互応援に関する計画の作成の指導、市町村の行なう救急業務の指導」を加え、「事務を行う」を「事務を行なう」に改め、同表中第一号の十六を第一号の二十三とし、第一号の五から第一号の十五までを七号ずつ繰り下げ、第一号の

四を第一号の五とし、同号の次に次の六号を加える。

一の六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の七 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一百号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行ふこと。

一の八 近畿圏整備法(昭和三十一年法律第二百二十九号)の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

一の九 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十一年法律第九十五号)の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

一の十 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第三号)の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べ、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。

一の十一 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第一百二号)の定めるところにより、基本開発整備計画の案を作成し、事業計画の決定、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定等について意見を述べ、及び事業計画に

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

二十八の四 奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第百十五号)の定めるところにより、奥地等産業開発道路の指定について意見を述べること。

別表第一中第二十九号の三を第二十九号の四とし、第二十九号の二を第二十九号の三とし、第二十九号の次に次の一号を加える。

二十九の二 義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律(昭和三十八年法律第百八十二号)の定めるところにより、都道府県立の義務教育諸学校の児童及び生徒に国から無償供給された教科用図書を給与すること。

別表第一第三十二号中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行方」を「行方」に改め、同表第三十六号を次のように改める。

三十六 風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)の定めるところにより、風俗

営業の許可、風俗営業及び深夜における飲食店営業の営業上の規制並びに個室付浴場の営業禁止地域に関する条例を設けること。

別表第一第三十九号中(昭和二十三年法律第百八十六号)を「及びこれに基づく政令」に、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に改め、同号を同表第四十号とし、同号の前に次の一号を加える。

三十九 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、救急業務を行なうていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道の指定区域内における救急業務を行ない、及び消防本部を置かない市町村の区域における火災原因の調査を行なうこと。

別表第二第一号中(一)の二を(一)の五とし、同号(一)中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改め、同号(一)の次に次のように加える。

(一)の二 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(一)の三 近畿圏整備法の定めるところにより、近畿圏整備計画の決定について意見を述べること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(一)の四 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地特別保全地区内に標識を設け、及び近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第一号中(四)の三を(四)の四とし、その次に次のように加える。

(四)の五 母子保健法の定めるところにより、養育医療等の給付を受けた者又はその扶養義務者に負担能力がないときに当該費用を負担すること。(保健所を設置する市に限る。)

(四)の六 中小企業指導法の定めるところにより、中小企業指導事業の実施に関する計画を定め、これを主務大臣に届け出ること。(政令で指定する市に限る。)

別表第二第一号中(四)の二を(四)の三とし、(四)の次に次のように加える。

(四)の二 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等にに対し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替え支弁すること。

別表第二第一号(五)の次に次のように加える。

(五)の二 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する都道府県道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

(五)の三 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特別保存地区を表示する標識を設置し、及び特別保存地区内において歴史的風土の保存に影響を及ぼすおそれのある行為について許可を受けることができないため損失を受けた者に対して損失を補償する等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市に限る。)

別表第二第二号(一)中「消防組織法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関」を「消防署及び消防団」に、「損害の補償等を行なう」を「損害の補償及び退職報償金の支給等を行なう」に改め、同号(二)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「並びに消防作業に従事した者」を「救急業務を行ない、並びに消防作業に従事した者等」に、「行方」を「行方」に改め、同号(二)の四「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基く」を「基づく」に、「行方」を「行方」に改め、同号(二)の四を(二)の二十とし、(二)の十四を(二)の十九とし、(二)の十三を(二)の十八とし、(二)の十二を(二)の十七とし、(二)の十一を(二)の十六とし、(二)の十を(二)の十五とし、(二)の九を(二)の十四とし、(二)の八を(二)の十三とし、(二)の七を(二)の十二とし、(二)の六を(二)の十一とし、(二)の五を(二)の十とし、(二)の三の次に次のように加える。

(二)の四 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊整備地帯及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二)の五 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二)の六 近畿圏整備法の定めるところにより、近郊整備区域、都市開発区域又は保全区域の指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

(二)の七 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律の定めるところにより、近郊整備区域及び都市開発区域における工業団地造成事業を実施すること。

(二)の八 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域の指定について意見を述べること。

(二)の九 中部圏開発整備法の定めるところにより、都市整備区域、都市開発区域又は保全区域の

指定について意見を述べ、及び事業計画に基づく事業を実施すること。

別表第二第二号(三)を次のように改める。

(三) 地方公務員災害補償法及びこれに基づく政令の定めるところにより、地方公務員災害補償基金に對し市町村負担金を払い込み、及び非常勤の地方公務員に係る公務上の災害に對する補償の制度を条例で定めること。

別表第二第二号(三)の次に次のように加える。

(三)の二 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、住民基本台帳を備え、その住民について必要な事項を記録し、住民票の写しを交付し、戸籍の附票を作成し、住民としての地位の変更に關する届出を受理し、その他住民基本台帳に關する事務を行なうこと。

別表第二第二号(十一)中「収集し、処分し」を「処理し、くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを勧告し、命令し」に改め、同号中十四の三を十四の四とし、十四の二を十四の三とし、十四の次に次のように加える。

十四の二 老人福祉法の定めるところにより、都道府県知事又は他の市町村長が養護老人ホーム等に對し収容の委託をした場合においてその委託に要する費用を一時繰替と支弁すること。

(福祉事務所を設置する町村に限る。)

別表第二第二号(二十五)中「鉱害復旧事業団」を「石炭鉱害事業団」に、「補助する」を「交付する」に改め、同号中二十五の六を二十五の十とし、二十五の五を二十五の九とし、二十五の四を二十五の五とし、その次に次のように加える。

二十五の六 新住宅市街地開発法の定めるところにより、新住宅市街地開発事業を施行すること。

二十五の七 流通業務市街地の整備に關する法律の定めるところにより、流通業務団地造成事業を施行すること。

二十五の八 古都における歴史的風土の保存に關する特別措置法の定めるところにより、歴史的風土保存区域の指定及び歴史的風土保存計画について意見を述べること。

別表第二第二号(二十五)の三中「駐車場法の定めるところにより」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより、路上駐車場設置計画を定め」に、「二級国道及び二級国道」を「一般国道」に改め、同号中二十五の三を二十五の四とし、二十五の二の次に次のように加える。

(二十五)の三 都市計画法(昭和四十四年法律第百号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画を決定し、その旨を告示する等の事務を行ない、及び都市計画事業を施行すること。

別表第二第二号中(二十六)の九を(二十六)の十とし、その次に次のように加える。

(二十六)の十一 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社が作成する住宅建設計画又は宅地造成計画について意見を述べること。

別表第二第二号中(二十六)の八を(二十六)の九とし、(二十六)の七を(二十六)の八とし、(二十六)の六を(二十六)の七とし、(二十六)の五を(二十六)の六とし、(二十六)の四を(二十六)の五とし、(二十六)の三の次に次のように加える。

(二十六)の四 共同溝の整備等に關する特別措置法の定めるところにより、市町村道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に關する事務を行なうこと。

別表第二第二号中(二十七)の二を(二十七)の三とし、(二十七)の次に次のように加える。

(二十七)の二 義務教育諸学校の教科用圖書の無償措置に關する法律の定めるところにより、市町村立の義務教育諸学校の児童及び生徒に函から無償給付された教科用圖書を給与すること。

別表第二第二号二十九の七中「文化財保護委員会」を「文化庁長官」に、「行う」を「行なう」に改める。

別表第三第一号(一)の四中「(東京都知事に限る。)」を削り、同号(一)の五を次のように改める。

(一)の五 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律の定めるところにより、工業団地造成事業に關する施行計画の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に關する工事の完了の公告をし、施行者に對して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じ、及び施行者に對して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

別表第三第一号(一)の五の次に次のように加える。

(一)の六 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に對して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に關する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に對して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の七 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に關する法律(昭和三十九年法律第百四十号)の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に關する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に對して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一)の八 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律の定めるところにより、近郊整備区域建設計画又は都市開発区域建設計画を作成し、工業団地造成事業に關する施行計画の届出等を受理し、製造工場等の敷地の造成に關する工事の完了の公告をし、施行者に對して施行計画の変更又は工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命じ、及び施行者に對して報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告、助言若しくは援助をすること。

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

一四八

(一の九) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、保全区域整備計画を作成し、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行つた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。

(一の十) 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和四十二年法律第百二号)の定めるところにより、基本開発整備計画に基づいて都市整備区域建設計画、都市開発区域建設計画又は保全区域整備計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(二)中「消防統計」の下に「及び消防情報」を加え、同号(三)中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「映写技術者の選任等の届出を受理し」を削り、「及び映写技術者」を「及び消防設備士」に改め、同号(三)の七を(三)の八とし、(三)の六の次に次のように加える。

(三)の七 消防施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十五号)の定めるところにより、損失補償申請書を受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号(四)の次に次のように加える。

(四)の五 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が経営する地方公営企業の財政再建計画の実施の状況を監査し、及び財政の運営について必要な措置を講ずることを求める等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の二を次のように改める。

(五)の二 住民基本台帳法の定めるところにより、市町村長がした処分に係る不服申立てに対する裁決をし、住所の認定について関係市町村長の意見が異なる場合にこれを決定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(五)の三中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「基く」を「基づく」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号(五)の十を(五)の十二とし、(五)の九を(五)の十とし、その次に次のように加える。

(五)の十一 工業整備特別地域整備促進法(昭和三十九年法律第百四十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、工業整備特別地域に係る整備基本計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(五)の八を(五)の九とし、(五)の七の次に次のように加える。

(五)の八 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、振興山村に係る山村振興計画を作成し、又は変更すること。

別表第三第一号(七)の次に次のように加える。

(七)の二 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法(昭和四十年法律第百四十六号)の定めるところにより、主務大臣の永住許可のあつたときにその旨を外国人登録原簿の写票に記載すること。

別表第三第一号(八)の二を次のように改める。

(八)の二 金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)の定めるところにより、合併により消滅する金融機関又は転換前の金融機関が信用協同組合である場合に主務大臣が行なう合併又は転換の認可について意見を述べ、及び合併後存続する金融機関又は転換後の金融機関が信用協同組合である場合の合併又は転換を認可すること。

別表第三第一号(十)の二中「健康診断を行い、」を「健康診断及び」に、「行い」を「行なう」に改め、「及び医療手当を支給し」を削り、同号(十)の二の次に次のように加える。

(十)の三 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)の定めるところにより、被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。

別表第三第一号(十二)中「麻薬若しくはあへん、」申請又は通報に基き」及び「保護拘束に関し許可をし、並びに精神病院等に収容す」を削り、同号(二十五)の二を次のように改める。

(二十五)の二 公害対策基本法の定めるところにより、公害防止計画を作成すること。

別表第三第一号(二十五)の二の次に次のように加える。

(二十五)の三 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内におけるばい煙発生施設の設置等の届出を受理し、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、ばい煙排出者又は特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、ばい煙又は特定有害物質による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者から必要な報告を求め、又は職員をして工場若しくは事業場に立入検査させること。

(二十五)の四 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、騒音規制地域を指定し、当該地域に係る規制基準を定め、騒音による被害についての損害賠償に関する紛争等の和解の仲介に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(二十八)の次に次のように加える。

(二十八)の二 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第百十五号)の定めるところにより、製菓衛生師の試験、免許及び登録に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(三十四)を次のように改める。

(三十四) 診療放射線技師及び診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の定め

るところにより、診療エックス線技師の免許及び業務の停止に関する事務を行ない、診療放射線技師について免許の取消し又は業務の停止の処分を必要と認める場合にその旨を主務大臣に具申し、並びに必要があると認めるときは照射線提出させる等診療放射線技師の業務の指導監督に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号三十五中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」に、「あん摩師」を「あん摩マッサージ指圧師」に、「行ない」を「行ない」に改め、同号三十七中「行ない」を「行ない」に、「受理し、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行ない」を「受理する等の事務を行ない」に改め、同号三十九中、「昭和三十五年法律第百四十五号」を削り、「対して業務の停止」の下に、「薬剤師の増員」を加え、同号四十一の三中「行ない」を「行ない」に、「麻薬中毒患者」を「麻薬中毒者」に改め、「並びに」を削り、「講ずる」を「講じ、並びに麻薬中毒者の診察、入院、退院等に関する事務を行ない」に改め、同号四十四の次に次のように加える。

四十四の二 老人福祉法の定めるところにより、養護老人ホーム等への収容等の措置に関する事務を行ない、養護老人ホーム等の設置又は廃止について認可し、施設の設備等の改善、事業の停止若しくは廃止を命じ、又は設置の認可を取り消し、有料老人ホームの設置者からの届出を受理し、これらの老人ホームの設置者若しくは管理者から必要な報告を求め、又は職員をしてその設備若しくは運営について調査させ、及び養護老人ホーム等への収容等の処分についての不服申立てについて裁決をすること。

別表第三第一号五十五中「基く」を「基づく」に改め、「妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、児童の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、未熟児」、「養育医療」、「及び」、「養育医療機関を指定し」を削り、「指定養育医療機関」を「指定育成医療機関」に、「行ない」を「行ない」に、「養育医療等」を「育成医療等」に、「行つた」を「行なつた」に改め、同号五十五の二の次に次のように加える。

五十の三 特別児童扶養手当法（昭和三十九年法律第百三十四号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、受給資格者の受給資格及び特別児童扶養手当の額を認定し、特別児童扶養手当の支給に関する処分に対する不服申立てに対する裁決をし、受給資格者に対して書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をして受給資格者等に質問させる等必要な調査を行ない、並びに官公署等に対して必要な書類の閲覧若しくは資料の提出を求め、又は銀行等から必要な報告を求めること。

五十の四 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、未熟児に対して養育医療の給付を行ない、養育医療機関を指定し、指定養育医療機関等の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、審査のため必要がある場合には指定養育医療機関等の管理者から報告を求め、又は職員をして指定養育医療機関等に立入検査させる等監督上必要な措置を講じ、

並びに養育医療等の給付を受けた児童に要する費用の徴収について当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号五十四中「基く」を「基づく」に、「行ない」を「行ない」に、「講ずる」を「講じ、並びに厚生年金基金について規約の変更を認可する等の事務を行ない」に改め、同号五十五の三中「基く」を「基づく」に、「及び弔慰金」を「弔慰金及び遺族一時金」に、「行ない、戦傷病者に更生医療の給付を行ない、盲人安全つえ若しくは補装具等を支給し、又はこれらを修理し、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合には指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「行ない」に改め、同号五十五の四を次のように改める。

五十五の四 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、戦傷病者手帳の交付、記載事項の訂正及び返還に関する事務を行ない、療養費の支給、更生医療の給付、補装具の支給等を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求の審査、診療報酬の額の決定その他指定医療機関の指導監督に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号五十五の五中「基く」を「基づく」に、「指定医療機関に対する診療報酬の支払並びに療養費及び障害一時金の支給に関する事務を行ない、並びに指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を審査し、診療報酬の額を決定し、並びに審査のため必要がある場合には指定医療機関の管理者から報告を求め、又は職員をして指定医療機関に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずる」を「並びに障害一時金の支給に関する事務を行ない」に改め、同号五十五の六中「明治二十九年法律第八十九号」を削り、同号五十五の七の次に次のように加える。

五十五の八 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、特別交付金を受ける権利を認定すること。

五十五の九 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を認定すること。

五十五の十 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、特別弔慰金を受ける権利を認定すること。

五十五の十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を認定すること。

五十五の十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を認定すること。

別表第三第一号五十八の次に次のように加える。

五十八の二 港湾労働法（昭和四十年法律第百二十号）及びこれに基づき政令の定めるところにより、港湾労働者の雇用等に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

公共職業安定所長を指揮監督し、事業主の団体が行なう納付金の納付に関する業務を認可し、納付金事務組合から必要な報告を求め、職員をしてその事務所に立入検査させ、並びに登録日雇港労働者に関する中小企業退職金共済制度に係る事業主団体について認定する等の事務を行なうこと。

五十八の三 緊急失業対策法及びこれに基づく政令の定めるところにより、市町村が実施する失業対策事業に關し必要な指導又は調整を行なうこと。

別表第三第一号五十九の四を五十九の五とし、五十九の三の次に次のように加える。

五十九の四 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、社会保険労務士業の届出を受理し、社会保険労務士がその事務所を二以上設けることを許可し、及び社会保険労務士から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所に立入検査させること。

別表第三第一号六十二の六の次に次のように加える。

六十二の七 南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第十七号)の定めるところにより、営農改善資金の貸付資格の認定に関する事務を行ない、及び営農改善資金の貸付けを受けようとする者等に対して営農改善計画の作成又は達成について必要な指導を行なうこと。(宮崎県知事及び鹿児島県知事に限る。)

別表第三第一号六十三の三「農業信用基金協会法」を「農業信用保証保険法」に改め、同号六十五の三を次のように改める。

六十五の三 野菜出荷安定法及びこれに基づく政令の定めるところにより、生産出荷近代化計画を定め、及び指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対して必要な勧告をすること。

別表第三第一号六十五の四の次に次のように加える。

六十五の五 甘味資源特別措置法の定めるところにより、甘味資源作物生産振興計画を定めるところ。

別表第三第一号六十六を次のように改める。

六十六 農業取締法(昭和二十三年法律第八十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、農業販賣業者の届出を受理し、農業販賣業者から必要な報告を求め、職員をして必要な場所に入立検査させ、指定農業の使用について必要な指導その他の援助を行ない、及び指定農業の使用についてあらかじめ許可を受けるべき旨を命ずること。

別表第三第一号六十七中「基く」を「基づく」に改め、「政令の定めるところにより」の下に、「農業共済組合の加入資格となる業務の規模の基準を定め」、「解散等を認可し」の下に、「病虫害を共済事故とし、農業共済組合又は共済事業を行なう市町村の指定について意見を述べ」を加え、「農業共済組合の設立を命じ」を削り、「行なう」を「行ない」に、「共済事業の廃止等」を「共済事業の全部の廃止等及び組合等の地域基準共済掛金率」に、「行い」を「行ない」に改め、同号

七十の二中「自作農維持創設資金融通法」を「自作農維持資金融通法」に改め、同号七十の二の次に次のように加える。

七十の三 農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和四十年法律第二百一十一号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、給付金の支給を受ける権利の認定及び給付金の返還に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号七十一中(昭和二十四年法律第九十五号)を削り、「基く」を「基づく」に改め、「選任等に関する事務を」の下に「行ない、土地改良区の設立についての同意を得るために必要なあつせん又は調停を」を加え、「行い」を「行ない」に改め、「換地計画」の下に「かんがい排水施設等の管理規程」を加え、「が行う」を「が行なう」に、「並びに」を「国営土地改良事業に係る換地計画の決定及び換地処分に関する事務を行ない、並びに」に、「管理及び処理に関する事務を行う」を「管理する等の事務を行なう」に改め、同号七十二の二中「基く」を「基づく」に改め、「開拓農業協同組合の指定に関する事務を行ない」を削り、同号七十三の二中(昭和二十九年法律第八十二号)の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「酪農事業施設」を「市町村酪農近代化計画を認定し、酪農事業施設」に改め、「市町村に対して酪農経営改善計画の作成及び変更について助言、勧告その他の援助を行ない」を削り、同号七十三の六を七十三の七とし、七十三の五を七十三の六とし、七十三の四の次に次のように加える。

七十三の五 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第十二号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、生乳生産者団体の指定等に関する事務を行ない、及び加工原料乳若しくは乳製品の生産者等から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。

別表第三第一号八十三中「伐採の届出を受理し」を「伐採等の届出を受理し、森林施業計画の適合の認定又は取消し等に関する事務を行ない」に改め、同号八十三の次に次のように加える。

八十三の二 森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、森林組合の合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画の認定に関する事務を行なうこと。

八十三の三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)の定めるところにより、入会林野整備計画及び旧慣使用林野整備計画の認可に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号八十六中(昭和二十五年法律第五十三号)を削り、同号八十七中「狩猟法(大正七

八十九の四 漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)の定めるところにより、漁業協同組合の合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画を認定すること。

別表第三第一号八十九の四の次に次のように加える。

八十九の五 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、漁獲共済の被共済者資格に係る第一種区域漁業等の水域及び養殖共済の共済契約の締結の制限に係る単位漁場区域等を設定し、並びに漁業共済組合等から必要な報告を求め、又は業務若しくは会計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号九十四中「計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等」を「計量器の修理及び販売等の事業」に、「行い」を「行ない」に、「計量器の検定」を「計量器の製造事業の登録申請書受理し、これを調査のうえ主務大臣に提出し、計量器の検定」に、「に使用する計量器」を「の事業」に改め、同号九十六中「行い」を「行ない」に改め、「危害予防規程を認可し」の下に、「販売主任者試験及び販売主任者免状の交付に関する事務を行ない」を加え、同号九十六の次に次のように加える。

九十六の二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四十九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可及び販売施設の検査に関する事務を行ない、液化石油ガス販売事業者又は消費設備の所有者に対して必要な改善措置を命じ、並びに液化石油ガス販売事業者から必要な報告を求め、又は職員をして営業所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十七及び九十七の二を次のように改める。

九十七 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、砂利採取業者の登録及び採取計画の認可に関する事務を行ない、業務主任者の試験を実施し、砂利採取業者に対して災害防止のために必要な措置をとるべきこと又は砂利採取の停止を命じ、並びに砂利採取業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその事務所等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

九十七の二 臨時石炭鉱害復旧法及びこれに基づく政令の定めるところにより、復旧基本計画の作成又は変更の協議に応じ、認可の申請に係る復旧工事の実施計画の縦覧等を行ない、及び鉱業権者等から必要な報告を求め、又は職員をして事業場等に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号九十七の五を次のように改める。

九十七の五 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の定めるところにより、電気事業者が電線路に関する工事等の施行のため他人の土地等を一時使用すること、測量等のため他人の土地に立ち入ることその他電線路に障害を及ぼす植物を伐採し又は移植することを許可し、及びこれらの行為による損失の補償について当事者間に協議することができないとき、又は協議がととのわないうきに裁定する等の事務を行なうこと。

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

別表第三第一号九十七の九中「商工組合又は」を「協業組合、商工組合又は」に、「調整規程又は」を「事業転換、調整規程又は」に、「及び商工組合等」を「商工組合又は商工組合連合会と中小企業者以外の者との間で締結する特殊契約の協議がととのわないうきのあつせん又は調整に関する事務を行ない、及び商工組合」に改め、同号九十八中「都道府県中小企業等協同組合中央会」を「都道府県中小企業団体中央会」に改め、同号百三(三)を百三(四)とし、百三(二)を百三(三)とし、百三(三)の次に次のように加える。

百三(二) 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律(昭和三十九年法律第九号)及びこれに基づく政令の定めるところにより、登録又は車両番号の指定を受けている自動車又は原動機付自転車について当該自動車又は原動機付自転車に締結約図において使用しようとする者に対して登録証書を交付すること。

別表第三第一号百六の次に次のように加える。

百六(二) 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第十号)の定めるところにより、損失補償申請書受理し、意見書を添えて、これを主務大臣に送付すること。

別表第三第一号百八中「事務を行ない」を「事業の認定を行ない」に、「事業の認定に関する事務を行ない」に、「並びに起業地の土地細目の公告及び土地所有者等に対する通知を行ない」を「起業者が取用又は使用の手段を保留した起業地についてその手段を開始する旨を告示し」に、「行い」を「行なう」に改め、同号百八(二)中「又は裁決申請書」を削り、同号百九の次に次のように加える。

百九(二) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第五十二号)の定めるところにより、不動産鑑定業者の登録に関する事務を行ない、不動産鑑定業者に対して業務の停止を命じ、又はその登録を削除し、及び不動産鑑定業者から必要な報告を求め、又は職員をしてその業務に関する事務所等に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号百十一を次のように改める。

百十一 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、二級河川及び河川区域等を指定し、河川の占用等の許可に関する事務を行ない、並びに河川に関する工事を実施する等河川の管理を行なうこと。

別表第三第一号百十五中「道路法」を「道路法及びこれに基づく政令」に、「一級国道及び二級国道の管理を行ない、並びに」を「一般国道の管理を行ない、及び」に、「行い」を「行なう」に改め、同号百十五の五を百十五の六とし、百十五の四を百十五の五とし、百十五の三を百十五の四とし、百十五の二の次に次のように加える。

百十五(三) 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十六)を次のように改める。

(百十六) 都市計画法及びこれに基づく政令の定めるところにより、都市計画区域を指定し、都市計画に関する基礎調査を行ない、都市計画を決定し、その旨を告示し、市街化区域若しくは市街化調整区域内における開発行為又は都市計画施設若しくは市街地開発事業の施行区域内における建築等を許可し、及び市町村等が施行する都市計画事業を認可する等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十六)の二中「駐車場の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号(百十七)中「事業計画」を「事業計画において定めた設計の概要」に、「行い」を「行なう」に改め、同号(百十七)の四を「百十七の七とし、百十七の三を百十七の六とし、百十七の二の次に次のように加える。

百十七の三 新住宅市街地開発法及びこれに基づく政令の定めるところにより、造成施設等の処分に関する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する権利の設定又は移転についての承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の四 流通業務市街地の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築等を許可し、違反施設の移転等を命じ、造成施設等の処分に関する計画を認可し、施行計画の届出を受理し、工事完了の公告を行ない、造成敷地等である敷地の上に建設された流通業務施設又は公益的施設に関する権利の設定又は移転について承認を行ない、及び施行者に対して施行計画の変更、工事の中止又は処分の差止めその他必要な措置を命ずる等の事務を行なうこと。

百十七の五 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。

別表第三第一号(百十九)中「公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、関係市町村長に通知し、及び」を削り、「行い」を「行なう」に改め、同号(百十九)の二中「登録、宅地建物取引員試験及び宅地建物取引業者の業務の停止に関する事務を行ない、宅地建物取引業者がその業務に關して受けることができる報酬の額を定め」を「免許及び登録に関する事務を行ない、宅地建物取引主任者資格試験を実施し、営業保証金を供託した旨の届出を受理し、宅地建物取引業者の免許を取り消し、その業務の停止を命じ、宅地建物取引業者に対して

必要な指示、指導、助言及び勧告をし」に改め、同号(百二十)の六を(百二十の七とし、(百二十の五を(百二十の六とし、(百二十の四を(百二十の五とし、(百二十の三を(百二十の四とし、(百二十の二の次に次のように加える。

(百二十の三) 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に關し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

別表第三第一号(百二十一)中「行い」を「行ない」に、「必要な措置を講ずる」を「必要な措置を講じ、並びに建築物の応急の修繕等に対する制限の適用除外区域の指定の承認をする」に改め、同号(百二十三)の二を削り、同号(百二十五)を次のように改める。

(百二十五) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)の定めるところにより、免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする私立学校の教育職員に対し証明書を発行し、及び私立学校の教育職員が欠格事由等に該当すると認めるときは、これを都道府県の教育委員会に通知すること。

別表第三第二号(二)中「基く」を「基づく」に、「行い」を「行ない」に改め、「市町村教育委員会の行なう就学義務の猶予又は免除を認可し、及び」を削り、同号(四)中「国立又は公立の学校の」を削り、「行い」を「行ない」に、「行い」を「行なう」に改め、同号(五)の次に次のように加える。

(五)の二 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、義務教育諸学校の児童及び生徒に給与する教科用図書の受領及び給付に関する事務を行ない、並びに教科用図書の採択に關し市町村教育委員会又は国立若しくは私立の義務教育諸学校の校長が行なう事務について、指導、助言又は援助を行なうとともに、教科用図書採択地区の設定に関する事務を行なうこと。

別表第三第二号(七)中「法人の設置する公民館の設置及び廃止並びに設置者の変更の届出を受理し、並びに」を削り、同号(八)中「市町村の図書館の設置及び運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行ない、並びに日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館の設置、廃止及び設置者の変更に関する届出を受理する」を「私立図書館に対して指導又は助言をする」に、「行い」を行なう」に改め、同号(九)中「行い」を「行ない」に、「市町村の博物館の維持運営に要する経費についての国の補助に関する事務を行ない」を「私立博物館に対して指導又は助言をする」に改め、同号(十)を次のように改める。

(十) 削除

別表第三第二号(十一)中「文化財保護委員会に提出すべき」を「文部大臣又は文化庁長官に提出すべき」に、「文化財保護委員会に送付し」を「文部大臣又は文化庁長官に送付し」に、「文化財保護委員会が発する」を「文部大臣又は文化庁長官が発する」に、「文化財保護委員会の委任」を「文化庁

長官の委任」に、「行い」を「行ない」に、「行う」を「行なう」に改め、同表第三号(一)中「棄権防止について」を「選挙人の政治常識の向上を図るための」に改め、同号(三)中「国民審査管理委員会」を「中央選挙管理会」に、「行い」を「行ない」に改め、同表第四号(四)中「並びに飲食店営業を営む者の営業の停止等」を削り、同号(八)中「定めるところにより」の下に、「猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入又は消費についての許可を行ない」を、「火薬類の運搬」の下に「又は猟銃用火薬類等の消費」を加える。

別表第四第一号中(一)の三を(一)の四とし、(一)の二を(一)の三とし、同号(一)中「を行い」を「及び」に、「行ない、及び医療手当を支給し、並びに被爆者一般疾病医療機関の指定する等の事務を行う」を「行なう」に改め、同号(一)の次に次のように加える。

(一) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の定めるところにより、被爆者に対し、特別手当、健康管理手当、医療手当及び介護手当を支給すること。(広島市及び長崎市の市長に限る。)

別表第四第一号(三)を次のように改める。

(三) 大気汚染防止法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定地域に係る大気汚染の状況を監視し、指定地域内の事業場に設置されるばい煙発生施設の設置等の届出を受け、ばい煙量等が排出基準に適合しないばい煙発生施設の構造等について変更又は改善を命じ、特定有害物質排出者に対して必要な措置をとるべきことを勧告し、大気中の自動車排出ガスの濃度の測定を行ない、及びばい煙排出者若しくは特定有害物質排出者から必要な報告を求め、又は職員をしてこれらの者の事業場に立入検査させること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(十六)の二中「あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律」に改め、同号(十九)の二を次のように改める。

(十九)の二 母子保健法の定めるところにより、妊産婦等に対して必要な保健指導を行ない、医師等の保健指導を受けることを勧奨し、又は保健婦等をして訪問指導を行なわせ、三歳児の健康診査を行ない、妊娠の届出をした者に母子健康手帳を交付し、及び未熟児に対して養育医療の給付を行なうこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

別表第四第一号中(十九)の三を削り、(十九)の四を(十九)の三とし、同号(十九)の五中「駐車場の定めるところにより、駐車場整備地区の指定の申出をし」を「駐車場法及びこれに基づく政令の定めるところにより」に改め、同号中(十九)の五を(十九)の四とし、その次に次のように加える。

(十九)の五 流通業務市街地の整備に関する法律及びこれに基づく政令の定めるところにより、流通業務施設以外の施設の建設又は改築を許可し、及び違反施設の移転等を命ずること。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

(十九)の六 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及びこれに基づく政令の定めるところにより、歴史的風土保存区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受け、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、歴史的風土特別保存地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして歴史的風土特別保存地区内の土地に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十)中「道路法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「二級国道及び二級国道の管理を行う」を「一般国道の管理を行なう」に改め、同号中(二十)の五を(二十)の六とし、(二十)の四を(二十)の五とし、(二十)の三を(二十)の四とし、(二十)の二の次に次のように加える。

(二十)の三 共同溝の整備等に関する特別措置法の定めるところにより、その区域内に存する一般国道に共同溝を建設し、当該共同溝を管理し、及び当該共同溝の占用の許可等に関する事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 地方住宅供給公社法の定めるところにより、地方住宅供給公社の事業計画及び資金計画を承認し、並びに地方住宅供給公社からその業務及び資産の状況に関し必要な報告を求め、又は職員をして事務所に立入検査させる等監督上必要な措置を講ずること。(政令で定める市の市長に限る。)

別表第四第一号(二十四)の次に次のように加える。

(二十五) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の定めるところにより、工業等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十六) 首都圏近郊緑地保全法の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受け、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行なつた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十七) 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律の定めるところにより、工場等制限区域内における制限施設の新設又は増設の許可に関する事務を行ない、制限施設を製造業又は学校の用に供している者に対して制限施設の使用制限を命じ、及び職員をして工場又は

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 地方自治法の一部を改正する法律案

学校に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

(二十八) 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の定めるところにより、近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の届出を受理し、その届出をした者に対して助言又は勧告をし、近郊緑地特別保全地区内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の許可に関する事務を行ない、許可を受けないでこれらの行為を行つた者又は許可の条件に違反した者等に対して原状回復又はこれに代わるべき措置を命じ、及び職員をして近郊緑地特別保全地区内の土地又は建物内に立入検査させる等の事務を行なうこと。(第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長に限る。)

別表第四第二号中(一)の六を(一)の八とし、(一)の五を(一)の七とし、同号(一)の四中「消防法」の下に「及びこれに基づく政令」を加え、「必要な措置を講じ、並びに映写技術者の選任等の届出を受理する」を「必要な措置を講ずる」に改め、同号中(一)の四を(一)の六とし、(一)の三を(一)の五とし、(一)の二を次のように改める。

(一)の二 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

別表第四第二号(一)の二の次に次のように加える。

(一)の三 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備に関する法律の定めるところにより、造成工場敷地の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

(一)の四 消防組織法の定めるところにより、消防統計及び消防情報の報告をすること。

別表第四第二号中(七)の二を(七)の三とし、(七)の次に次のように加える。

(七)の二 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の定めるところにより、永住許可の申請を受理し、これを審査のうえ主務大臣に送付し、主務大臣の永住許可があつたときにその旨を外国人登録原票及び登録証明書に記載すること。

別表第四第二号(十二)を次のように改める。

(十二) 騒音規制法及びこれに基づく政令の定めるところにより、特定施設の設置等又は特定建設作業の実施の届出を受理し、騒音規制基準に適合しない特定工場等の設置者又は特定建設作業の施行者に対して騒音防止のための措置をとるべきことを勧告し、又は命令し、及びこれらの者から必要な報告を求め、又は職員をして特定工場等若しくは特定工事の場所に立入検査させること。

別表第四第二号(二十一)の次に次のように加える。

(二十一)の二 老人福祉法の定めるところにより、老人の健康診査を行ない、福祉事務所を設置しない町村の長にあつては、都道府県知事又は福祉事務所長が行なう養護老人ホーム等への収容等に関する事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長にあつては、養護老人ホーム

等への収容等の措置に関する事務を行なうこと。

別表第四第二号(二十四)「妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、並びに」を削り、同号中(二十五)を削り、(二十四)の五を(二十五)とし、(二十四)の四を(二十四)の六とし、(二十四)の三の次に次のように加える。

(二十四)の四 特別児童扶養手当法及びこれに基づく政令の定めるところにより、受給資格者又はその監護し若しくは養育する児童の戸籍に関し無料で証明を行ない、受給資格者又は特別児童扶養手当を受けている者等から受給資格及び特別児童扶養手当の額についての認定の請求又は届出等を受理し、これらに係る事実を審査し、並びに特別児童扶養手当に関する証書の交付に關する事務を行なうこと。

(二十四)の五 母子保健法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事を報告すること。

別表第四第二号(三十六)の次に次のように加える。

(三十六)の二 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の定めるところにより、入会林野整備を行なうとする入会権者が実地調査等をするために他人の土地に立ち入ること又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することを許可すること。

別表第四第二号中(三十七)の三を削り、(三十七)の四を(三十七)の三とし、(三十七)の五を削り、(三十七)の六を(三十七)の四とし、同号(四十三)中「又は縦覧させ」を「縦覧に供し、及び主務大臣又は都道府県知事の事業認定があつたときに当該事業認定に係る起業地を表示する図面を長期縦覧に供し」に、「行」を「行なり」に改め、同号(四十五)を次のように改める。

(四十五) 河川法及びこれに基づく政令の定めるところにより、準用河川及び準用河川区域等を指定し、準用河川の占用等の許可に関する事務を行ない、並びに準用河川に関する工事を実施する等準用河川の管理を行なうこと。

別表第四第二号(四十八)を次のように改める。

(四十八) 都市計画法の定めるところにより、都市計画の決定又は変更のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする者が測量又は調査の支障となる障害物を伐除することを許可すること。

別表第四第二号中(四十九)の七を(四十九)の九とし、(四十九)の六を(四十九)の八とし、(四十九)の五を(四十九)の七とし、(四十九)の四を(四十九)の六とし、(四十九)の三の次に次のように加える。

(四十九)の四 新住宅市街地開発法の定めるところにより、造成施設等の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

(四十九)の五 流通業務市街地の整備に関する法律の定めるところにより、造成施設等の存する区域を表示した図書を備え置いて、関係人に閲覧させること。

一五五

一五六

に
を
に
を
に
を

附則

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

2 (都の議会の議員の定数に関する規定の適用)
改正後の地方自治法第九十条第二項の規定の適用については、この法律の施行後最初に行なわれる国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果が明らかとなるまでの間、同項中「特別区の存する区域の人口」とあるのは、「特別区の存する区域の人口として政令で定めるところにより自治大臣が推計して告示した人口」とする。

3 (公職選挙法の一部改正)
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
第十五条第七項に次のただし書を加える。
ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

4 (市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の一部を次のように改正する。
第十条第二項中「の人口に比例して定めた数」を「が存続するものとみなして配分した都道府県の議会の議員の数」に改める。

5 (学校教育法の一部改正)
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第三十一条第二項中「前段の規定」を削る。

〔内藤誉三郎君登壇、拍手〕

○内藤誉三郎君 ただいま議題となりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、都の議会の議員の定数を増加することのできる特例を設けるとともに、選挙の公正を期

するため、直接請求のための署名の取得を容易にするため、選挙が行なわれる区域においては一定期間でできないものとするほか、地方公共団体の行政運営の合理化及び事務処理について規定の整備をしようとするものであります。

委員会における審査の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、占部委員より日本社会党を代表して、住民の直接請求についての権利を制限することを内容とする本法案には反対せざるを得ない旨の意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法案は、多数決をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。福田大蔵大臣。

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、さきに経済の安定的成長に即応する税制のあり方とその具体化の方策につきまして、税

制調査会に諮問をいたしたところでありましたが、昨年七月、同調査会から三年間にわたる審議の結果として、長期税制のあり方についての答申、税制簡素化についての答申及び土地税制のあり方についての答申が提出され、さらに昨年十一月には、これらの答申の内容のうち、来年度の改正において実現すべき事項につき、昭和四十四年度の税制改正に關する答申が提出されました。政府といたしましては、これらの答申を中心として、昭和四十四年度の税制改正につきまして鋭意検討を行なつてまいつたのであります。

その結果、最近における国民負担の状況にかんがみ、中小所得者の所得税の負担軽減を主眼として、平年度一千八百二十五億円にのぼる所得税の減税を行なうこととし、また、当面の経済、社会情勢に即応して、住宅及び土地対策の拡充合理化、公害対策の促進、原子力発電の推進、中小企業の構造改善等に資するため、税制上の諸措置を講ずるとともに、交際費の課税を強化するほか、納税者の権利救済制度の改善をはかることとしたのであります。

今回は、これらの税制改正の一環として、所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

初めに、所得税法の一部を改正する法律案につ

きまして、その大要を御説明申し上げます。
まず、中小所得者の所得税負担の軽減をはかることとしております。すなわち、基礎控除を現在の十六万円から十七万円に、配偶者控除を同じく十六万円から十七万円に引き上げるとともに、扶養控除を現在の八万円から十万円に引き上げることとしております。この結果、夫婦と子供三人の給与所得者の課税最低限は、現在の八十三万三千円が九十三万五千円となり、十万円程度引き上げられることになるのであります。

次に、給与所得者の給与所得控除について大幅な改善を行なうこととしております。すなわち、

現在、給与の年収が百万円をこえる者については、控除額が頭打ちとなり、すべて同額となつてゐるのでありますが、これを改めまして、年収が三百十万円に達するまでは収入の増加に応じて給与所得控除額も増加するようにいたしましたのであります。

さらに、税率について、主として中堅以下の所得者層の負担軽減をはかる見地から、税率の刻みとその適用区分の改善を行なうこととしております。

その他、ノーベル賞を非課税所得として法定し、短期譲渡所得の範囲及び予定納税を要しない者の範囲を拡大するほか、小規模企業共済掛金を年末調整の段階で控除するなど、所要の規定の整備をはかることとしております。

次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきて、その大要を御説明申し上げます。
まず、住宅対策等の当面要請される措置について申し上げます。

第一に、住宅対策といたしましては、住宅貯蓄控除制度について適用要件を緩和するほか、新築貸家住宅の割り増し償却制度等について整備をはかることと、その適用期限を延長することといたしております。

第二に、原子力発電の推進策といたしましては、原子力発電設備について償却準備金及び特別償却の制度を創設し、また、動力炉・核燃料開発事業団が行なう原型炉の建設のために企業の支出する出捐金について、これを損金に算入することといたしております。

第三に、中小企業の体質強化という面におきましては、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の組合員について、割り増し償却制度及び合併、現物出資の場合の課税の特例を設けることといたしております。また、商工組合中央金庫の抵当権の設定登記について登録免許税を軽減する等の措置を講じております。

の措置を講じております。

第四に、輸出振興に關しましては、輸出割増し償却、海外市場開拓準備金、海外投資損失準備金、技術等海外取引の所得控除の諸制度及び外航船舶の保存登記等の登録免許税の軽減措置について、それぞれ適用期限を延長するとともに、中小商社の海外市場開拓準備金の積み立て率を引き上げる等、制度の改善合理化を行なうこととしております。

第五に、交際費の節減をさらに進めるために、交際費の損金不算入制度について適用期限を延長するとともに、法定の控除額をこえる額に対する損金不算入の割合を六〇％に引き上げることといたしております。

以上のほか、ガス事業者の特定ガス導管設備について特別償却制度を創設し、また、地方公共団体の行なう身体障害者扶養共済契約に基づく年金受給権、石炭企業が交付を受ける再建交付金及び日本万国博覧会の会場で行なわれる催しものについて、それぞれ課税しない措置を講ずることといたしております。

さらに、適用期限の到来するその他の特別措置については、効果が認められないものを廃止し、実情に即し簡素化ないし合理的改定を加える等、所要の配慮を加えた上で、なお必要とされる措置については適用期限の延長を行なうことといたしております。

次に、土地税制の改正について申し上げます。土地政策全般において、税制の果たし得る役割りは補完的、誘導的なものととらえ、認められ、土地利用のための制度の確立を待たずして、税制上の施策のみによって土地問題の解決をはかることには、おのずから限界があると考えるを得ないものであります。しかし、現下の土地問題の深刻さに顧みまますと、土地税制の改善をいたすに遅延することとまた許されない状況にあると考えるのであります。今回その改正を行なうとするものであります。

第一に、土地の供給の促進に資するため、個人が五年をこえて保有している土地等の譲渡所得については、昭和五十年までの間、分離比例課税といたし、たとえば昭和四十五年から二年間は一〇％の軽減税率を適用することといたしてあります。

第二に、土地の投機的需要を抑制する等のため、個人の保有期間五年以内の土地等及び昭和四十四年一月一日以後に取得した土地等の譲渡所得につきましては、現行負担を上回る高率の分離課税を行なうこととしてあります。

第三に、買いかえ制度の縮減合理化であります。すなわち、事業用資産の買いかえ制度は、期限到来を待つて廃止し、その後は、あらためて土地政策または国立政策に合致すると認められる特定の買いかえに限つて特例を設けるとともに、居住用財産を取得するための買いかえ制度は昭和四十四年十二月三十一日限りで廃止し、これにかえて、現に居住している土地、家屋を譲渡した場合について新たに一千万円の特別控除を設けることといたしてあります。

第四に、収用等を受けた場合については、いわゆる四分の一課税の特例は廃止することとしておりますが、買いかえの特例及び一千二百万円の特別控除はそのまま存置することといたしてあります。

最後に、経過措置といたしまして、個人の昭和四十四年中の土地等にかかわる譲渡所得については、納税者の選択により、改正後の新しい課税方式の適用を全面的に受けることができるようにいたしてあります。

以上、租税特別措置法の一部を改正する法律案につきて、その趣旨を申し上げた次第であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。横川正市君。

(横川正市君登壇、拍手)

○横川正市君 私、日本社会党を代表いたします。ただいま趣旨説明のありました所得税法の一部を改正する法律案外一件に対し、総理大臣並びに関係大臣の所信をたださんとするものであります。

まず、わが国の経済は、昭和三十年以降、高度の成長を遂げてまいりました。同時に、著しい消費者物価の上昇を随伴して、最近では、年々、実質一〇%以上の成長率と四〇%以上の消費者物価の上昇を示しているものであります。租税は名目的所得に課せられるものであり、物価と租税の間にはいろいろな問題をはらんでいるのであります。まず最近、現在のわが国の通貨価値が国際的にどのような評価を受けているか、この問題が重要であらうと思っております。

わが国の為替レートが三百六十円ときまつた昭和二十四年ごろの日本の工業能力と現在の日本の工業能力とは、比較することのできない相違があります。当時の日本の産業は、終戦後の破壊から十分立ち直っていない、非常におくれたものであります。このため、現実には三百六十円レートときめられたときには非常なショックがあったといわれるのであります。その当時の日本経済にとつて、これは荷が重かつたとも言えると思ひます。しかし、現在では、技術水準、技術進歩の速度から三百六十円レートは割り高レートではなくなっているものであります。また、レートの妥当性の評価の方法は種々ありましようが、総合してみれば、いずれも最近では円が強くなったことを示しております。

以上のように、国際的には、好調な貿易を背景として、円が強いものとなっているにもかかわらず、国内的には、消費者物価が異常に騰貴を続け、昭和三十年から四十三年まで、消費者物価の上昇は実に一・七倍にも上がつておるのであります。一方において、通貨の増発量は、これまた約六倍以上の増大をいたしており、国民所得に対して適正を欠くのではないかという点が

出ておるわけでありまう。日本銀行の金融政策も、従来は国際収支の安定に終始しており、消費者物価の安定が第一義的には考えられていなかったのではないかと、こういうふうな考えられる点があります。このような持続的な消費者物価の上昇は、高度成長期に、金融の二重構造を通じて、投資過剰となり、さらに大企業には、通貨価値の減価のもとでも減価しない企業力の蓄積を増大させているのであります。政府は、国内の通貨価値を安定したものととして、輸出価格に強い影響を持つ卸売り物価の動きのみを重視し、消費者物価の安定を軽視しているのではないかと考えられます。この問題は、物価を大企業中心に考え、国民全体の立場を軽視したために起きたものではないでしようか。政府と日銀は、国際的、国内的な円の状態についてどのような認識を持っておりますか、これをまずお聞きしたいところであります。

以上のように、貨幣価値の減価の中でも、借り入れによる設備投資を続ける大企業は少しも痛痒を感じていないのであります。また、税制の面においては、一部利子・配当等による高額所得者に対する特別措置と、大法人に対する法人税の課税方法に不公正とも思われる大きな恩恵があります。名目的な所得がふえたからといって、実質的には物価の騰貴があるのですから、税率の一定基準が修正されなければ、この両者から国民生活への影響は非常に大きなものがあると言わなくてはなりません。現実には、その被害者ともいえる所得者の声は無視できないまでに増大をされているのであります。この点、政府の納得のいく説明をお聞かせいただきたいと思ひます。

さらに、通常、会計的計算というたてまえからすれば、貨幣価値を動かかないものとしての前提で、これは成り立っているものと思ひます。ところで、税金の計算もまた同様と思ひます。ところが、通貨の価値が下がって物の価値がどんどん上がる、これが必要以上に上がるといふときに税率が変わらなかつたならば、一体これはどうなるか。もちろんこの税は種類によつていろいろ異なる点もありますけれども、その税を負担する納税者にいろいろな点で少なからず大きな影響力を持つことは、これは当然考えなければならぬ点だと思ひます。この点についてどう対処されようとするか、具体的にこれはお答えをいただきたいと思ひます。

さて、税そのものを分類して、その持つている特異性や変化性というものを拾つてみますと、第一に、物品税のような比例税率による課税の中で、たとえば宝石などでは小売り課税で二〇%でありまうから、三万円の真珠が四万円に値上がりしても、税負担は同じ二〇%で、この種の租税では調整を必要といたしております。

第二に、定額税率による税では、一定の名目価値で課税する以上、他の実質価値が動くことによつて名目価値に変化が起ころ、相対的に税負担が変わるというものであります。昨年政府が提出いたしました酒税法の改正は、これに該当すると思ひます。当時、政府は、この実質減税になる点を、以上のような税の特異性を説明して、不均衡を是正するといふような説明をされました。すなわち、清酒特級に課せられる従量税が五〇・七%より四三・二%に低下したとして、わざわざ改正し、小売り価格が変わらない場合、その負担率が四六・三%と引き上げられております。税負担が少な目に変わったときでも、政府は厳格に改正を行なうようでありまう。

第三は、課税最低限のあるもの、及び累進税率による税目であります。名目価格で一定の線をひいて課税している場合に、実質の価値が同じであつても、名目価値の上昇によつてその額をこえ、課税されてしまふのであります。所得税の課税最低限、税率がこれでありまう。今年の所得税減税におきましても、千五百億円のうちに、政府の計算では、四百二十億は物価の値上がりによつて食われてしまふと言われております。これ

でいきますと、減税の三分の一が調整される負担額になつてしまふのであります。一兆二千億もの自然増収があるといわれておる中で、実質的には一千億円の所得減税とは、一体政府は何を考へているのでありましようか、この点のお答えをいただきたいと思ひます。

また、いま説明されました税制改正の内容をもつては、物価の上昇、貨幣価値の変動、これらによる所得の変化から生ずる不均衡を考へ合わせますと、税負担の不公平の両極端が出てくるだけで、改正されているといふふうには考えられまう。すなわち、土地税制の改正にあるとおり、五年をこえて保有している土地の譲渡所得では、四十四年、四十五年、四十六年の分離比例税率で一〇%の課税であります。給与所得者に対する課税の改正では、五大家族の控除額改正例で、昭和四十四年度分は、課税最低限では約九十一万円となつております。また、年間百五十万円の所得者で六万四千円の課税となり、昨年に比して一万五千円の減税であるとして説明しているのであります。この前段と後段との両者の関係と比較してみますと、土地価格は、全国市街地価格指数の動きを、日本不動産研究所の調査で、昭和三十年を基準として、四十三年は、住宅地、商業地、工業地の平均が実に十倍になつておるわけでありまう。これに比較して、労働者の賃金指数を労働省の統計によつて見ますと、全産業で、三十年に比して、四十三年は名目で三倍、実質では二倍程度になつておるわけでありまう。さらに、消費者物価指数でも、総理府統計で、人口五万以上の都市の調査では、四十三年は二倍程度となつております。これを基準として考へてみますと、昭和三十年当時の百万円の給与所得者は、現在、名目では三百萬円の収入、こういうふうになります。一方、近郊農家の方で、当時坪当たり一万円で百坪を売つて一年間生活したとすれば、これと大体同じ百万円の収入で生活したとすれば、こういうことになりまう。これが、いまの調査によりま

すと、ことしでは百坪売りますと大体一千万円の所得になるわけであります。これを例として課税対象としてみますと、土地の譲渡所得は、三十年に百万円の譲渡がありまると、これは十五万円控除して、二分の一計算で、ほかに全然所得がなければ、五人家族といえますと、税額は約六万円、百万円に対して六％の税負担であります。

改正案の四十四年分計算ではどうなっているかといえますと、所得税は分離課税ですから、百万円の控除額は一〇％であります。三十年度の百万円であった土地は、今日では、先ほど申し上げましたように一千万円となっているのでありますから、これに対する税額は九十万円で、税負担はわずかに九％にとどまっております。これと対比して比較してみますと、給与所得者ではどうなっているかといえますと、三十年当時の五人家族でありまると、百万円の給与収入に対する課税は約二十六万円の税額でありました。二六％の税負担率であります。当時ですら不労所得の譲渡に比しまして実にこれは四倍近い高額の課税となつております。昭和四十四年度の三百万円ではどうでありましようか。これは名目では三十年と比して三倍となりますが、この名目の中の実際の内容は、たとえば物価の値上がり、あるいはいろいろな環境その他の整備のふくらみ、そういったものを考へてみますと、実質ではこれは二倍にも満たない、こういうことではあります。他に土地の値上がりのような不労所得というものは、全然これは給与所得者にはありません。それでも税額は三十九万円を徴収されるわけでありまう。

三百万円の収入に対して大体これは一三％の課税になります。以上のような数字を、これは実際に対比して、逐次いろいろな面で健全性から健全性への考え方があり、漸進的な改正がやられると、こういうふうにおそろくお答になるのであります。現実にこういうふうな点のありことをお考えになって、政府、総理は一体どのよう

うにこれをお考えになりましたか。土地の譲渡所得でありますれば、昭和三十年と四十四年の税負担率が六％から九％にとどまっている者と、給与所得者にはある程度のアップがなされたといひましても、収入が物価の値上がりに見合わない所得者と、両者を対比して、価格の変動から生ずる利得に対する課税と比べ、実際には非常に大きな差があるものであります。これを一体どのように理解をすればいいの、この点の説明をいただきたいと思ふのであります。

また、別の観点から、たとえば事業所得者についてみますと、今年の改正は、控除額の改正以外に特にありませんけれども、しかし、この場合でも、価格変動に対する順応力が制度として与えられてはいるわけでありまう。すなわち、三十年当時二百萬円の収入に対して百万円の必要経費であれば百万円の所得、四十四年六百万円の収入に四百萬円の必要経費であれば二百萬円の所得にしかありません。税額を出しますと、三十年より実額でも負担率でも減少をいたしてあるわけでありまう。これに引きかえて、結局経済価値の変動、貨幣価値の変動、物価の値上がり、税負担の過重、いろいろな面から不利な取り扱いを受けておりますのが給与所得者、こういうことになるわけでありまう。先ほどの例でも申し上げましたとおり、税負担率で減価されていくと説明されても、物価が上昇し、賃金は名目賃金で、その全額に課税されているのでありますから、平均程度に賃金が上がっても、一般に生活費からの負担増となりまうので、苦しさはいささかも緩和されておらないう、かように思ふのであります。私は、現税制のあり方で優遇ではないかとの諸点を指摘しました。これは主題ではありません。公平であるべき税に対して、不満を持つ者が多数あることを思ひ、政府の考えを明らかにしたいと思ふのであります。世上、給与所得者の課税に対して、総評は酷税白書、またサラリーマンユニオン・サラリーマン同盟の結成を見ました。異例の

ことであります。これらの団体の成立に対して、与党の中にも非常な理解者がありまして、声援をおくつておるようであります。また、この問題は、すでに衆議院における論議でも、また参議院の予算委員会においても審議が尽くされまして、全貌が明らかにされている点であります。特に経済価値の変動や物価の問題等から見て、税負担のあるべき姿について、政府の見解をこの際明らかにしていただきたいと思ふのであります。

私は、給与所得者にも必要経費の控除制度を新設しろ、こういう要望、これは当然であると思ひますので、これを強く支持をいたしたいと思ひます。

以上をもつて、私の質問を終わります。(拍手)
(国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手)
○国務大臣(佐藤榮作君) 横川君にお答えいたします。

私からは大綱についてお話し申し上げ、他は大蔵大臣の説明に譲りたいと思ひます。御了承いただきたいまう。

最近の国際収支は好調を維持しておりますし、また、海外でもわが国の経済に対する評価は信頼が高まっているから、これらの点から見ましても、円の国際的な信用につきましては、全く問題は現在のところない、かように私も考えております。今後とも十分慎重な財政金融の運営によりまして、円の安定を維持するためにつとめてまいりたいと思ひます。具体的には、円のレートを変えないかという御意見でございますが、政府は円のレートをたゞいま変える考えはございません。また、対外的に、円価値の安定のために、まず物価の安定が必要だとして、政府が物価の安定を重視したとの御指摘がございましたが、決してさうなことはありません。幸いにして物価が比較的安定しているのは、私が申すまでもなく、高度の生産性を持つ産業にささ

えられたからであり、政府としてもその教訓を生かし、国民生活に直接影響を持つ消費者物価の安定のための構造政策、これと積極的に取り組んで構造改革を推進している次第であります。また、この上にも努力するつもりであります。

次に、所得がふえても、物価の値上がりでほとんど実質的な所得の向上は飛んでしまふ、こういうお話でありましたが、そんなことはありまう。また、税制としても、十分に物価の上昇を勘案して、なお、実質的な減税が行なわれているのであります。ということ、横川君とは前提条件が異なりますが、私も率直に、特に中堅以下のサラリーマンの税の負担感を軽減していく必要性がの上であると、かように私は認めており、今後とも一層の努力をもつて本問題に取り組んでまいりたいと思ひます。

次に、具体的な例として、サラリーマンの場合と土地の所有者の場合と、この差別のあることを具体的に指摘されました。この不均衡を直せという御提案であります。これは本来課税の問題ではない、やっぱり物価問題なり土地政策であつて、その根源を押さえていくことが肝要と考え、政府としても鋭意その対策と取り組んでいく考えでございます。土地の所有者とサラリーマンの場合には違ふということでありまう。

なお、具体的な御提案のありました給与所得者に対する必要経費の控除は、種々問題が多く、実際問題として採用しがたいのではない、かように考えますが、いずれにいたしましても、税の場合におきましては、税の負担の公平並びに均衡化、これが大事だと思ひますので、税制審議会を通じて、これらの税の公平、均衡化に一層努力するつもりでございます。その他は大蔵大臣に譲ります。(拍手)

(国務大臣福田赳夫君登壇、拍手)
○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、円の価値についてのお話でございます。私が、いま世界じゅうで一番安定していると見られ

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

考えておるのであります。(拍手)

〔塩出啓典君登壇、拍手〕

第一に、自然増収の使い方についてお聞きいた

税金において大切なことは公平の原則であり、

次に、所得税についてお尋ねしたい。

.....

1

住居・光熱費は月額九千四百四十円、一人一日の食費は二百七十三円五十銭であります。全国には約四割の借家住まいの人がおり、五人家族ならば二部屋は必要であり、家賃だけでも一万五千円はかかるであります。また、一日食費二百七十三円では、外出して食事をとれば、どんぶりもの一ぱいで一日分となるわけであり、他方では、社用族による交際費の乱用を許し、一方においては、大衆に最低以下と言わざるを得ない生活を強要し、まさに人間不在の政治と言わざるを得ないのであります。憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を確保するために、公明党は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除を引き上げ、標準五人家族、年収百三十万円までを無税とせよと主張するものであります。ところが、政府は、今回の税制改正は中小所得者の所得税負担の軽減を行なうと主張しているにもかかわらず、内容は、全納税者の七割以上を占める年収百万円以下の人たちよりも、それをはるかに上回る二百万円以上の所得者が対象となつていと言わざるを得ないのであります。すなわち、定率の給与所得控除の適用範囲の拡大は、年収百円の者でわずかに五千元、二百万円の者は五万五千元、三百万円となると約八万円の控除額引き上げとなり、国民大衆が実際に、はだで感じている中堅以下のサラリーマン減税には、全くなっていないのであります。これは明らかに、減税に大きな期待を持っている勤労大衆を不当に欺くものと言わざるを得ない。総理及び大蔵大臣はこの責任をどう考えているのか、お聞きしたいのであります。

また、年収一千万円以上の納税者は約二万人であります。これらの高所得者の今回の税率調整による減税は、一人当たり平年度約十五万円以上であり、そのための財源は約三十億円であり、全納税者二千万人のわずか〇・一％のため、今回の税率改正による減税額四百億円の余の一割近くも財源をとっているものであります。これら一部の高所得者の減税よりも、低所得者の減税をまず重点的に行なうべきであると思つております。政府の考えを承りたいのであります。次に、現在の税体系を整理している元凶は、いわゆる租税特別措置であることは言うまでもありませんが、その中でも、利子及び配当所得に対するものが最も大きな問題であります。

御承知のように、利子所得の場合は、その額が何百万円であっても、その税率は一律に一五％という低い税率で課税される。また、配当所得の場合は、課税最低限は年収二百八十二万七千円で、それに見合う住民税は約七万五千円であり、その見合ふ住民税は約七万五千円であり、所得税、住民税合計約五十五万五千円が課税されるのであります。これはもちろん、配当分については法人税が課税されることから、所得税の段階で二重課税回避のためとしての配当控除がなされているわけですが、このような資産所得に対する課税の方法は、一般国民の納得を得られるところではないのであります。昨年七月出された答申においても、早急に検討すべき事項として、配当の期限が到来する時期でもあり、また、配当所得の特別控除の基本となつて法人税の仕組みについても抜本的検討を早急に行なうべきであると思つておりますが、政府の考えを聞きたいのであります。

次に、交際費の損金算入がいゆる社用族の出現となつていことは周知の事実であります。その金額は四十二年度には七千億円にものぼる巨額に達しているものであります。これを少しでも抑えるために、今回交際費の一定の控除額をこえる部分に対し損金として算入しない部分の割合を現行五〇％を六〇％と改正しておりますが、本来ならば全額損金不算入とすべきであります。今回の政府案は、国民の目をこまかすための言いわけ程度の改正と言わざるを得ないのであります。交際費の使用については、国民大衆は社用族の飲み食いとして強く批判の目を向けているのであります。

交際費についてはすみやかに検討し、損金算入の控除額を大幅に縮小することこそ社用族の浪費防止についての最善の方法であります。七千億円の交際費がありながら、わずか二％程度の損金不算入の増加にすぎない今回のような加減な改正では納得がいかないところであります。総理及び大蔵大臣の御決意をお聞きしたいのであります。

最後に申し上げたいことは、税金の正しい使い方でございます。国民大衆が苦しい家計の中より血と汗によつて働いて納めたのが税金でございます。この税金を正しく使い、新しい日本の建設に、社会福祉に、一銭のむだもなく使うことこそ、政治家の国民に対する当然の義務と申すものであります。しかし、最近の相次ぐ官僚の汚職や毎年の会計検査院の指摘による税のむだ使い等、納税者の納税意識を害し、政治に対する不信を増大しているものであります。政治の責任者として、総理はこれらの汚職やむだ使いがいづまでもいつまでも繰り返されている事実に対し責任を感じておられるのか、また、今後どう対処していくのか、御決意をお聞きしたいのであります。

総理は、先般も、「みずからの政治姿勢を正すことこそ第一である」と述べておられますが、われわれも総理のお考えに全く同感であります。総理がほんとうにみずからの政治姿勢を正す決意があらわれれば、まず、さる法と言われる政治資金規正法を、わが党の年来の主張のごとく改正し、証拠をもつて示すべきであると思つておりますが、総理のお考えをお聞きして私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 私から一般的な御説明をいたします。
自然増収の使い方についてルールを立てよとの御意見でございますが、その年度の国債依存度の水準がどうなっているか、追加財政の需要、それがあるかないか、また景気の動向等によりまして、そのつど慎重に検討するべきものである、かように私は考えております。画一的に最初からルールをこしらえて、それに従つてやるものではない。そのときの財政事情を勘案し、また経済事情に対応して処置するものだ、かように考えております。
次に、給与所得控除の引き上げと税率の軽減について、御意見をまじえてのお尋ねでございますが、給与所得の控除の引き上げと税率緩和がいかにも今回の手ぬるい、こういう御批判だったと思ひますが、今回これらの分野に手をつけたことは、特に税率改定などは三十二年以降初めてのことであります。むしろ減税についての政府の積極的な熱意のほどをひとつ御理解いただきたい、かように思ひます。
なお、高所得者でなく、われわれがいまねらつておる減税は、いわゆる低所得層並びに中堅のところ、ここをねらつて税の軽減、税率を緩和するといふ処置をとつたものでありますから、これもあわせて御理解をいただきたいと思ひます。次に、配当課税の問題についていろいろ御批判がございました。配当課税は、私申し上げるまでもなく、資本市場の育成等の政策目的に照らして設けられた特別措置ではあります。御指摘のように、税負担の公平の観点からは問題があります。税制調査会でも、基本的にはその措置は廃止すべきであるという意見を出しております。ただ、この問題は、法人に対する企業課税のあり方とも密接な関連を持つものであります。また、先ほど申し上げた政策効果とのかね合ひにおきまして、どのような撤収作戦が望ましいか、これは政府においてくふうを要することだと思ひます。したがって、来年この期限が参ります特別措置についての取り扱ひ方、これには、われわれは慎重に取り組んでおるつもりでありまして、税制調査会の審議もあつたとして、十分検討してまいらる考へてございます。

一六二

と認めるべきものである。しかし、いろいろの実態がありますので、特にこれを重課しよう、課税をしよう、こういうことから特例法の中に組み入れた次第でございます。一定の額を控除した交際費の残額から、いままでは五〇％であります。六〇％を否認をするということにいたす改正案でございますが、この交際費の問題は、さらにこれからの新しい税制を適用したその適用のあとの状態を見まして、お説の趣旨なんかも考えながら慎重に対処してみたいと、かように考えておるのであります。(拍手)

重に対処してみたいと、かように考えておるのであります。(拍手)

10

○議長(重宗雄三君) 田淵哲也君。

〔田淵哲也君登壇、拍手〕

○田淵哲也君 私は、民主社会党を代表して、所得税法並びに租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し質問を行いたいと思います。

かつてロンドン・タイムスは、わが国の経済の高度成長を称して、「驚くべき日本」と言ったことは、いまだ記憶に新しいところでありました。イギリスの年平均三・三％前後、あるいはアメリカ、西ドイツの五・五％の成長率から見れば、わが国の経済成長率一〇％強は確かに驚くべき数字であります。しかし、もっと驚くべきことがあります。

それは所得税の伸びであります。最近十年間のわが国の所得税総額の推移を見ると、昭和三十五年は三千九百六十六億円、それが昭和四十四年度には一兆九千億円、この間実に五倍弱という驚異的な伸びを示しているのです。政府は、賃金も上がっているのではないかと問われるかも知れませんが、賃金の伸びは、この間高々二倍強にすぎないものであります。国際的に見ても、わが国は先進諸国に比べ、同じ水準の所得者の税負担は重いのであります。国民の重税感はずっと増大し、また、大多数の勤労者は、税の負担が不公平であると嘆いているのであります。今日サラリーマン諸団体の結成も次々に行なわれ、また減税要求の声が高まってきておりますが、これはむしろ当然の成り行きと言ふべきであります。

ここに、私は現在の税制について次の四つの欠陥を指摘し、総理並びに関係各大臣の見解をただしたいと存じます。

まず第一は、所得に比べて税金が重いことあります。これは政府が課税最低限度額を不当に低く抑えてきたことが原因であることは言うまでもありません。加えて、一方では激しい物価上昇、他方では低所得層における高い果進税率と相まって、国民の生活にとって税金は大きな重圧となっております。すなわち、収入がふえても、物価上昇分は実質的には増収とならないのでござい

ますが、しかし、税金はこの部分にも遠慮会釈なくかかってまいります。もし税制の改正を行なわなければ、実質的には年々増税となるのであります。政府は、来年度に課税最低限度額を十萬円引き上げ、また、わずかながりの税率を緩和して、大幅減税だと説明しておりますけれども、しかし、はたして実際にそれほど減税になるかどうか、計算してみれば決してそうではないのであります。たとえば、現在最も標準的な四人家族で、四十三年の年収が百萬元の人を取り上げてみますと、この人の税額は二萬三千三百二十二円であり、この人の税額は二萬三千三百二十二円であり、一〇％の昇給をして、年収百十萬元になるとしますと、たとえ税制が政府案のように改正されたとしても、所得税は二萬六千円となり、昨年より減るところか、二千七百円ふえるのであります。これは実に収入の伸び率を上回る一・五％の増加であります。これをもちつて大幅減税とは何をか言わんやであります。かろうじて増税にならないようにしたという程度ではないかと思ひます。

私は、現在の低所得者に重い税制を是正するため、一、昭和四十四年度において、五人家族年収百萬元まで無税とするため、課税最低限度額を現行より二十萬円引き上げること。二、未成年者は原則として無税にする。そのため、現在地方税に設けられている未成年勤労者控除制度を所得税においても設け、最低二十萬円程度を所得控除すること。以上二点を主張するものであります。なお、これに要する財源約一千億円については、後ほど述べる租税特別措置の整理によって十分に捻出し得ることをつけ加えます。これに対する総理並びに大蔵大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

次に、税制の第二の欠陥は、不平等であるという点であります。その典型は租税特別措置であります。大多数の勤労者は、生命保険料控除の特例措置が認められている程度にすぎません。しかし、大企業や資産家に対しては、利子・配当の分離優遇課税をはじめとして、実に四十種類に近い特別減税が行なわれており、その減税額は、四十四年度において三千二百二十六億円という膨大なものであります。もとより租税特別措置は、終戦直後の資本蓄積の立ちおくれを取り戻すために一時的、例外的に設けられたものにもかかわらず、例外が例外を呼び、いまやこれが原則となり、一部大企業や資産家たちの既得権と化した感があります。ここで一度ふりかへ、再検討する必要があると存じます。特にその中において、利子・配当の優遇の制度、内部留保充実の特例については、早急にこれを撤廃すべきであると考えます。また、交際費課税をさらに強化すべきであると存じます。その一つ一つについて、政府の見解、及び廃止する時期、あるいは実施する時期の見通しについて明確にお答えをいただきたいと思ひます。

第三の欠陥は、税の徴収面についてであります。給与所得者の場合は、いやおうなしに源泉徴収で差し引かれますが、反面、企業者、資産家たちは、いろいろな手を使い、合法、非合法すれすれの節税、脱税を行なっている例が新聞等にも伝えられております。所得のある者のうち、納税人員の割合を調べてみますと、給与所得者ではその六〇％が、自営業者ではその二四％が、農業者ではその七％が納税者であるという数字が出ております。これは全く納得がいかない点であります。この点について、政府は一体どう考えているのか、その見解と対策をお伺いしたいと存じます。私は、給与所得者に必要経費が認められていないこと、また源泉徴収の優遇措置を考慮すること、以上二点を考え、給与所得控除の大幅引き上げを強く主張するものであります。

第四の問題は、納入した税金に対して反対給付が不十分なことあります。良識ある国民は、単に税が安いことだけを望んでおられるではありません。税が有効に使われ、それが自分たちのしあわせにつながるならば喜んで払うと思ひます。しかしながら、政府の予算の使い方をみると、経済の成長を促進することに急ぐ、道路、公園、住宅等の環境整備や社会保障に対しては全く不十分であります。児童手当制度一つを例にとりましても、すでに世界の六十二カ国が実施をしております。それがわが国において、いまだ目のを見ないのはどういふことでありましようか。国民は公害や住宅難、あるいは教育費の負担増等にあえいでおります。これではわれわれの重い税金を何のためには払わされているのか、こいう不満が起ころのは当然であります。政府は従来の生産力中心の金の使い方を改め、また行政機構の改革を断行して、税金の節約をはかり、国民の生活の安定のための予算をふやすべきではないかと存じます。この点について、また、具体的問題として児童手当の創設について、厚生大臣並びに大蔵大臣の意欲的な御答弁をお聞きしたいのであります。

以上、私は所得税法並びに租税特別措置法の改正案に対し、意見を交えながら政府の見解をただしてまいりました。私の申し上げたことは、決して架空の論議ではなく、やる気さであるならば実行できる問題ばかりであると信じます。総理並びに関係各大臣の誠意ある御回答を期待いたします。私の質問を終わります。(拍手)

○国務大臣(佐藤榮作君) 田淵君にお答えいたします。前に、先ほどの堀田君のお尋ねのうちで、私が政治資金規正法についての考えを述べなかつたことをお許しを得たい。この機会にそれを説明したいと思ひます。

この点は、たびたび機会あるごとに申し上げておりますので、もう誤解はないと思つております。が、あるいはまだ法案が出ておらないから、そのうちに、政府の考えでも変わったんではないか、こいう意味で重ねてのお尋ねかと思つております。私の考えに変わりはないので、政治資金規正法はそのうち提案いたしますので、皆さん

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号 所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六三

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号

所得税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六四

の御審議を得るつもりでございます。

田淵君にお答えをいたします。

物価上昇によりまして、課税最低限の引き上げなどは効果が全然なくなっているんだ、かような感じがするということお尋ねがあったと思います。が、具体的にはこれは大蔵大臣から説明することといたしますが、私からは、過去の減税の足どりをとらんになりまして、この物価上昇、これを補って十分余りあるものだ、この点を御了承いただきたいと思います。政府としては、今後とも一そう減税につきましての努力を重ねてまいりたいと考えております。

次に、未成年者の控除の問題に触れられました。この問題は、未成年者でありまして、相当の所得があるときには、それなりの負担をしてもらうということが、所得税における応能負担の見地から当然のことと考えております。政府としては、従来独身者の課税最低限の引き上げについて特段の配慮を行なっており、未成年者につきましても、このような一般的な所得税の負担軽減によつて対処していくべきものだ、かように考えております。年齢だけで税の負担がないと、こういうわけにはいきません。

次に、租税特別措置についてのお話であります。この廃止の時期についてそれぞれ話をしろ、こういうことでありますが、詳しくは大蔵大臣から説明することにいたしまして、先ほど申し上げ

ましたように、租税特別措置というものは、これは御指摘にもありましたように、一定の政治目標があって、それを達成するためにつた異例の措置でございます。いわゆる特別措置でございます。したがって、それは目的を達すればもちろん廃止の方向にかなきゃならない。しかし、どうもそういう措置をとりまして、慢性化する、特権化する、かような状態がしばしば起こりやすいのでありますから、たえずこの特別措置について、これを存続するかどうか、あるいは新しくつくるかつかうらないか、それらの点を考えていかなければならない、こういうものだと思います。したがって、今年もある程度の整理をしております。また、しばしばこの特別措置で、親子・配当についての特別措置が問題になります。これは来春その期限も来ることでありますから、そういう際に、税制調査会の答申、審議を待ちまして、そうしてこれに対して善処する考えでございます。先ほどお答えしたとおりであります。

次に、この税は、問題は、国民に対応する反対給付が十分あれば、税に必ずしも苦情を言うわけではないのだ、どうも対応処置、反対給付が少なからずこれは問題なのだ、そこに納税意欲にも響いてくるのだと、こういう御意見でございます。私はそれにつきまして、田淵君、どういふうにお考えになっているか、政府自身が今年の予算などは、野党の皆さんから、これは選挙目当ての予算じゃないかと、各方面に気を配って、た

いへんな予算をしておると、こういう批判を受けております。この一事を見ても、いわゆる国民に対する応分の反対給付をしておるのだ、かように私は思いますので、野党諸君の御指摘になります。したこと自身で政府が苦心しておる点を御理解いただいたこと、かように思います。しかし、この予算は、これは何と申ししても、国民が最も望むような反対給付、ことに社会保障などは充実していかなければならないと思います。そういう意味で、特に例として児童手当のお話を取り上げられたと思います。私もこの児童手当の問題についてはかねてから賛成でありますし、何とかして実現したいと、かように考えております。これは今度は一応審議会を設置する段階になりましたので、児童手当実現へ大きく前進したと、かように私は考えております。とにかく、ひとり社会保障の問題ではなく、一般の行政水準を高める方向に、せつかくの税でありますから、そういう方向に使っていく。そして国民の生活を向上させ、充実させるということにいたしたいと思っております。そこで、この児童手当については、ただいま申しましたように審議会が設けられますが、他の行政機構の整理等につきましても、これまた特段の努力を払っておる際でございます。皆さま方の御審議をいただいております。皆さま方の御審議をいたしております。総定員法、あの法案はぜひとも皆さま方の御協力を得て、行政機構は大事であればあるほど簡素化に努力をしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) 賃金が三十五年から四十二年にわたって二倍になったと、そのとおりであります。しかるに所得税が七倍になっておる。非常に苛酷な状態ではないかという話でございますが、まあ経済の構造等が変わりまして、勤労者が非常に多くなつてきておるのでございます。そういうことから一人当たりのサラリーマンの税額を見てみますと、二倍じゃなくて、また、七倍でもあります。一人当たり一・七倍、そういう状態です。ですから非常にその見方から結論も違ってくるわけなんです。ございますが、しかし、そうだからといって、サラリーマンの減税問題、これは推し進めていかなければならない問題である、そのゆえんは先ほど申し上げたとおりであります。

未成年者無税に対する提案、またそれと同じようなことになりましようが、未成年者には二十万円の勤労控除を認めたらどうかという提案、これは、私は、そのお考えの趣旨はわかるような気持ちはするのであります。まあ未成年でも営々として働く、一方においては大学に通つてるといふ子供もある。そういうようなことを比較してみれば、場合には、まあちよつと感傷的な気持ちにもなるわけでございます。しかしまた一面、所得のある人が未成年者といえども国家に対して応分の負担をする、こういうことも当然だと、こういう議論もあるわけがあります。したがって、そういう議

論には、年の問題には触れないで、なるべく未成年者程度の方がサラリーをいただく、それには税がかからないように、課税最低限と税率の引き下げ等を考えていくという方法をとりたい。それによって御提案の趣旨を別の角度から実現をいたしてきたい、お気持ちに沿っていききたいと、かように考えるのであります。

それからまた、重ねてこの特別措置についての話がありました。利子・配当、内部留保、交際費等、かような問題の御提起がありました。先ほど申し上げましたとおり、いま何といっても、日本を再建するためには貯蓄が大事であるというので、利子分離課税という制度があるわけであり、資本の充実、これをはからなければならぬ、そういうようなことで、この需要もどうしてもあるわけであり、しかし、その他内部留保の問題もそうありますが、来年の三月一ぱいで配当に対する特別措置、いわゆる租税特別措置法の大株主——これに対する期限がまいりますので、その際には、総合的に諸制度を洗ってみたい、そうしてその使命を達成した、あるいは環境の変化にそぐわないという特別措置については、果敢にこれを廃止する、また、時代の要求に応じて必要であるという制度につきましても、また、新設を考慮するというような、総洗いということをやってみたいと存じます。交際費の問題につきましても、先ほど申し上げたとおりであります。

それからさらに、わが国の政策が、生産力、産業中心の政策で片寄ってきたというふうな見方であり、御批判でございましたが、私もさような感じがないにしろあらずであります。いま何といつても社会資本のほうに、産業資本よりは立ちおくれておる、かような認識を持っておるのであります。さればこそ、財政において公債を出してまで社会資本、公共事業の充実をはかろうということを実行しつつあるような次第でございます。

児童手当につきましては、ただいま総理からお答えがございましたが、目下審議会においてこれが具体化について検討中であります。何せ児童手当というのは、やり方によりましては、七、八千億もかかる、こういふうずいぶん大がかりな制度改正になる問題であります。したがって、まあ社会資本の充実という問題もありません。あるいは教育の問題もある、あるいは児童手当以外の社会保障諸施設の問題もある、そういういろいろな新しい国家行政需要の要請のある中におきまして児童手当をどういう位置づけをするかということ、かなりこれは慎重に考えなければならぬ問題だ、かように考えておるのであります。審議会の答申を待ちまして、前向きでよく相談していききたい、かように考えておるのであります。(拍手)

〔国務大臣斎藤勇君登壇、拍手〕

○国務大臣(斎藤勇君) 児童手当制度につきましても、総理、大蔵大臣からお答えがありました。

おりでございます。大体早期実現は約束されたようなものだと私も了解をいたしておるのであります。要は、どういふ内容のもの、そして国民の皆さま方の御賛成を得、特に国会の皆さま方の御賛成を得られるいい案ができるかというところにかかってまいっております。いま御提案申し上げております児童手当審議会が成立をいたしましたら、即刻御諮問を申し上げます、政府の意のあるところをお示しいたして、そうして早期実現をはかりたい、かように思っておる次第でございます。よろしくその節はお願いを申し上げます。

〔国務大臣野田武夫君登壇、拍手〕

定による趣旨説明を求めます。野田自治大臣。

○国務大臣(野田武夫君) 昭和四十四年度の地方財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昭和四十四年度におきましては、最近の経済情勢の推移に即応して、地方財政におきましても、国と同一の基調により、行政経費の重点化と効率化を推進し、節度ある行政運営を行なう必要があり、

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

昭和四十四年度の地方財政計画はこのような考え方策定いたしましたのでありますが、まず、その策定の方針及び特徴などについて御説明申し上げます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国務大臣の報告に関する件(昭和四十四年度地方財政計画について)、並びに、

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等についてその軽減合理化をはかることとあります。これらについての減税の総額は八百七十億円となっております。

日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

第二は、最近における社会経済情勢の進展に即して、それぞれの地域の特性に応じて、街づくり及び地域づくりの事業を計画的に実施することとあります。そしてその重点は、(一)地方道、下水道及び清掃施設の整備を促進すること、(二)土地開発基金の設置などにより、公共用地の先行取得を推進するほか、(三)人口急増地域における公共施設の整備、交通安全対策の推進及び過疎地域における生活環境施設等の整備などに置いてあります。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

自治大臣の報告及び国会法第五十六条の二の規則

の整備、交通安全対策の推進及び過疎地域における生活環境施設等の整備などに置いてあります。

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六六

第三は、地方公営企業の経営の基盤を強化して、その健全化をはかることとあります。そのため、公営企業会計と一般会計との負担区分を一層合理化するほか、地方公営企業に対する貸し付け資金の増額をはかることと、公営企業金融公庫の機能を強化することといたしております。

第四は、財政運営の効率化を進めるとともに、財政秩序を確立し、地方財政の健全化を推進することとあります。そのため、行政機構の簡素化と定員管理の合理化をはかり、既定経費を節減することとするとともに、昭和四十四年度の地方交付税の総額につきまして、地方財源の確保に配慮しつつ、所要の措置を講ずることとし、また、国庫補助負担事業にかかる超過負担を前年度に引き続いて解消することといたしております。なお、地方公務員の給与改定など年度途中における事情の変化に対処するため、あらかじめ財源を留保することといたしております。

以上の方針のもとに、昭和四十四年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は六兆六千三百九十七億円となり、その前年度に対する増加は一兆三百四十六億円、一八・五%となるのであります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

第一は、地方交付税の算定方法の改正であります。

普通交付税の算定に用いる基準財政需要額について経常経費と投資的経費の区分を明確化し、特に投資的経費については、動態的な財政需要の算定を強化する等、基準財政需要額の算定の合理化をはかるほか、市町村道、下水道等各種公共施設の計画的な整備の促進に要する経費、その他制度改正等に伴い増加する財政需要を基準財政需要額に算入するため所要の改正を行ない、地方行政の全般的状況並びに過密地域及び後進地域における行政の特性に即応した財源措置の充実をはかつてまいる所存であります。

第二は、地方交付税の総額の特例であります。昭和四十四年度分の地方交付税の総額につきましては、地方財源の確保に配慮しつつ、その特例を設けるとともに、これに伴い、後年度分の地方交付税の総額について所要の措置を講ずることといたしております。

次に、地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

民負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化をはかることと、市町村が宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用に充てるため、目的税として、宅地開発税を課することができざる道を開く

こととするほか、地方道路譲与税の譲与基準の合理化及び日本国有鉄道の納付する市町村納付金の軽減をはかることとしたのであります。

以下、順を追ってその概要について御説明を申し上げます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

まず、個人の住民税につきまして、住民負担の軽減をはかるため、課税最低限の引き上げを行なうこととし、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除をそれぞれ一万円引き上げることといたしました。

次に、個人の住民税及び個人の事業税を通じて、中小事業者の負担の軽減をはかるため、青色申告者の専従者控除についていわゆる完全給与制を実施するとともに、白色申告者の専従者控除額を四万円引き上げることといたしました。

なお、土地税制の改善をはかるため国税において譲渡所得に対する課税の特例措置が設けられるのに対応し、土地等の譲渡所得に対する住民税の課税についても、これに準じ特例措置を設けることといたしました。

また、大都市近郊市町村における宅地開発の現況にかんがみ、市町村が宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用に充てるため、目的税として宅地開発税を課することができざる道を

開くことといたしました。宅地開発税は、市街化区域のうち、公共施設の整備が必要とされる地域として条例で定める区域内で宅地開発を行なう者に對し、宅地の面積を課税標準として課するものとしております。

なお、その税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を考慮し、条例で定めることといたしました。

このほか、自動車取得税、料理飲食等消費税及び電気ガス税の免税点の引き上げ、料理飲食等消費税の税率の統一等の措置を講ずるとともに、不動産取得税、固定資産税等についても所要の改正を行なうことといたしました。

第二は、地方道路譲与税の改正に関する事項であります。大都市における税源の充実に資するため、地方道路譲与税の譲与基準として用いる道路の延長及び面積について、道路交通の実態を反映するよう補正を加えることができることといたしました。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。日本国有鉄道が通勤輸送、幹線輸送の増強のため実施する設備投資に伴う納付金の負担の増高を緩

和するため、一定期間内に新設された線路設備等にかかる納付金について、所要の軽減措置を講ずることとしたのであります。

以上の改正によりまして、昭和四十四年度においては、個人住民税について七百十四億円、個人事業税について六十五億円、自動車取得税その他について七十五億円、国鉄納付金について二十五億円、合計八百七十九億円の減税を行なうこととなりますが、一方宅地開発税の創設及び国税の改正に伴い九億円の増収が見込まれますので、地方税の減収総額は差し引き八百七十億円となります。

以上が昭和四十四年度の地方財政計画の概要並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいま報告及び趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。竹田四郎君。

〔竹田四郎君登壇、拍手〕

○竹田四郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま提案されました地方交付税法の一部改正案、地方税法等の一部改正案及び昭和四十四年度地方財政計画について質問をしようとするものであります。

〔議長退席、副議長着席〕

質問の第一点は、地方財政好転論並びに自治、

大蔵両大臣間に取りかわされました覚え書きをめぐり諸点についてであります。

予算案編成をめぐって大蔵省筋から、地方財政は好転したと称し、地方交付税率の引き下げ、高率補助の切り下げなどを強要し、これに対し地方自治体側の強い抵抗を呼び起こし、その結果、国は六百九十億円を借り、昭和四十五年度に返還をする、四十三、四十四年度に行なわれたかかる特例措置は今後避けることとし、別途年度間調整措置を再検討するなどの自治、大蔵両大臣の覚え書きとなりました。しかし、この覚え書きには、この出発点となりました地方財政好転論についての両大臣の基本的な認識については、少しも触れていないのであります。確かに地方財政計画の数字の面だけを見ますれば、好転したとの印象を与えるかもしれませんが、実態は全くこれと異なるものであります。地方自治体の過去は、長い間、まさに破産の状態でありまして、やるべき事業もやれないで、住民に対する行政水準はきわめて低劣のまま放置をされてまいりました。昭和四十二年度末における国道の改良率は七〇・六％、舗装率は六七・六％に對し、市町村道はそれぞれ一二・一％、四・五％、自動車の交通不能率は三七％にも達しているのがあります。要望の強い下水道の普及率は二四％、尿処理施設の整備は市街地において六五％で、非衛生的な処理が依然として高いのであります。ごみ処理でも、焼却などの衛生的処理は四割であ

りまして、その他はすべて埋め立て等によるところの非衛生的な処理になっているのであります。大都市では、公園も一人当たり一平米でありまして、基準の六平米よりはるかに低い状態にあるのであります。幼稚園、保育所、これも公私立合わせて四五％しか収容能力がありません。最近問題になっております老人問題についての養護老人ホームに至っては、実に必要の二七％にしか及んでいない状態であります。地域住民にかかる低劣な行政サービスにもかかわらず、最もひどいといわれております大衆重課の地方税の負担にたいする地方自治体の住民は、超過課税という重い税金負担を続けてきているのであります。今回、超過課税解消三カ年計画というものがつくられたことは、一歩前進とは考えますが、先ほど大蔵大臣が述べられましたように、世界の優等生といわれておるような、そうした繁栄した日本経済の中で、国民は強く地方税負担の軽減、行政サービスの向上を求めているのであります。また一方、市町村の超過負担も大きく、地方財政はこのために大きな圧迫を受けておる実情でありまして、地域住民にかかる状況に追い込んでおかざるを得ない実体があります。地方財政は、まさに数字の上だけの「まぼろしの好転」であって、この好転論をもって地方財政の削減を求める態度は、まさに過酷な措置と言わざるを得ませんが、総理大臣及び自治、大蔵両大臣は、この地方財政の現実をどのように

御認識されておられるのか、御所見を承りたいと存じます。覚え書きからいたしますと、昭和四十五年度の交付税額は、四十三年度の返済分百五十億円、四十四年度の六百九十億円——これは四十六、七年度へ延びるかもしれませんが、それに三税の自然増による伸びがおよそ二千億ないし三千億出てくるでありましょう。また、本年度だけの措置といわれる土地開発基金の六百億円の需要の落ちを合わせますと、四ないし五千億円ぐらい増加することになります。これは大蔵省筋の願ってもない攻撃目標になることは必至でありましょう。両大臣の覚え書きにもかかわらず、大きな問題となることでありましょう。住民はこの点に不安を覚えておるのであります。

われわれは、自治体運営の基礎である自主財源たる地方交付税を、かつていろいろな口実を設けて突きすすりとする自治体攻撃や、中央政府の地方自治体支配をあくまでも排除すべきであると考えます。また、交付税は、国の一般会計を通ずことなく、直接特別会計に入れ、年度間調整は、地方自治体独自の立場において措置すべきであらうと考えます。昭和四十五年度予算編成において、交付税については、どのように今後措置されるつもりでおられるのか。また自治、大蔵両大臣は、覚え書きにうたわれておりますところの年度間調整措置を今後どのように再検討し、措置されるおつもりであるのか、あわせてお答えをいただきたいと存じます。

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号

国務大臣の報告に關する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一六八

質問の第二点は、自主財源の強化と交付税制度のあり方についてであります。今日の地方財政は、ある学者によりますと、「黒字の中の危機」とさえ言われております。地方行政の基本的な機能は、住民の生活に密着した環境整備や福祉の向上にあります。しかるに過去において、産業基盤の整備強化を主とする国の政策によって地方財政は従属させられ、ゆがめられてまいりました。昭和三十六年から四十年の間に、中央と地方自治体全部によって行なわれた公共投資総額のうち、産業基盤関係の整備に四八％配分され、生活基盤関係整備には一〇％しか配分されていなかったのであります。いまもこの傾向は、一向に変わっておりません。

このことは、地方財政計画の中で投資的経費の大幅な増加、すなわち四千五百二十四億円に上ることが、その特質を示しております。また、その策定方針においても、新全国総合開発計画の一環となっており、町づくり、地域づくり事業を計画的に実施し、一般財源も重点的に充当することにしております。また従来の普通単独事業費を、一般事業費と特別事業費とに分割し、投資に積極的な姿勢を示しております。また、交付税の基準財政需要の算定においても、経常的経費と投資的経費とに区分し、事業費補正方式の拡充、土地開発基金の設置など、地方財政をして産業基盤優先の方向に誘導してきております。かかる方法は、地域格差をますます拡大するおそれがあります。同時に、交付税制度の持ついわゆる財源調整機能により、行政水準の平準化をはからうとするこの制度の本質をゆがめ、貧弱地域への傾斜配分ではなしに、富裕地域への配分割合を増加するという矛盾を拡大しております。大都市及びその周辺都市は企業活動の基盤になっております。法人の担税能力はきわめて大きいものがあります。しかるに、現在この地域では国が税金を取り過ぎております。財政需要は無限度でありますのに、税源配分は国七、地方三でありまして、法人所得関係の税金におきましては、一そう市町村への配分は少なくなっております。大都市とその

周辺にあつては、法人所得が地方自治体の大きな税源となつてしまふべきであると考えます。大都市に税源を与えよというのは、何回にもわたりまして両院の地方行政委員会の附帯決議になっております。この点すみやかに大都市及びその周辺都市に財源を与え、自主財源の強化を行ないまして、この措置と相まって交付税制度の本来の財源調整機能を取り戻し、貧弱後進市町村への交付税の傾斜配分を行なう措置をとるべきであると存じます。すけれども、御意思のほどを伺いたいと存じます。

特別措置についても整理すべきものが決して少なくないのであります。特に大企業優遇のものは廃止し、自主財源を強化して住民税の軽減に充てるべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか、お尋ねをいたします。

第三のお尋ねは、地方税関係であります。個人住民税の課税最低限は六十二万数千円に引き上げることになっておりますが、所得税のそれとの差は約三十万円の開きがあり、明らかに最低生活費に食い込む低さであります。所得税を納めなくてもよいのに住民税の所得割りを納めなくてはならない人が七百八十万人も達しているものであります。住民は重い税金をかけられてまいりました。物価高騰の今日、すみやかに個人の住民税の課税最低限を所得税の課税最低限と同一にするようにいたすべきであらうと思ひます。三カ年計画等をおつくりになって、計画的にこの差額を解消する御意思があるかどうか。

また、国税におけるところの租税特別措置によつて受ける地方税減税分と、地方における非課税措置による減税分との合計総額は、二千二百一十一億円にもなるというわけであります。これらの

次に、電気ガス税についてであります。免稅額の引き上げによるところの本税の減税分は約十億円、まことに微々たるものであります。企業に対する非課税措置による減税分は、本年度三十四億円の増となりまして、合計三百十八億になる予定であります。これに對しまして徴収見込み額は八百十億円であります。まさに大衆負担の悪税と言ふべきであります。佐藤総理、あなたは一昨年の五月十二日の参議院の予算委員会におきまして、「悪税である、いつまでも存続させておくべきではない」旨を御発言になっております。また、

第四点は、土地開発基金の設置についてであります。公共用地取得の促進のために基金をつくり、特別会計を設定させるために六百億円を交付税で財源措置をするという件でございますが、交

要求し、大資本のために積極的に投資を行なうてきました。住民の生活基盤整備はあと回しにされただけでなく、公害とか交通事故など、住民の命と健康をさへ脅かすに至りました。重税、税外負担、公共料金の値上げ、高物価などによりまして、生活水準の向上をはばみ、地方自治本来のあり方を破壊してまいりました。過去のこうした政策への厳正な反省も批判もなしに、国はまた新全国総合開発計画をつくり、全国土を大資本の大規模な、かつ広域的な開発のために提供し、集中管理機能を強化し、独占資本の過酷な収奪と搾取の法則にゆだねようとしています。府県合併、広

都市町村圏化も、その一環に組み込まれておるのであります。このことは、地方財政計画の中で投資的経費の大幅な増加、すなわち四千五百二十四億円に上ることが、その特質を示しております。また、その策定方針においても、新全国総合開発計画の一環となっており、町づくり、地域づくり事業を計画的に実施し、一般財源も重点的に充当することにしております。また従来の普通単独事業費を、一般事業費と特別事業費とに分割し、投資に積極的な姿勢を示しております。また、交付税の基準財政需要の算定においても、経常的経費と投資的経費とに区分し、事業費補正方式の拡充、土地開発基金の設置など、地方財政をして産業基盤優先の方向に誘導してきております。かかる方法は、地域格差をますます拡大するおそれがあります。同時に、交付税制度の持ついわゆる財源調整機能により、行政水準の平準化をはからうとするこの制度の本質をゆがめ、貧弱地域への傾斜配分ではなしに、富裕地域への配分割合を増加するという矛盾を拡大しております。大都市及びその周辺都市は企業活動の基盤になっております。法人の担税能力はきわめて大きいものがあります。しかるに、現在この地域では国が税金を取り過ぎております。財政需要は無限度でありますのに、税源配分は国七、地方三でありまして、法人所得関係の税金におきましては、一そう市町村への配分は少なくなっております。大都市とその

また、国税におけるところの租税特別措置によつて受ける地方税減税分と、地方における非課税措置による減税分との合計総額は、二千二百一十一億円にもなるというわけであります。これらの

また、国税におけるところの租税特別措置によつて受ける地方税減税分と、地方における非課税措置による減税分との合計総額は、二千二百一十一億円にもなるというわけであります。これらの

付税法第三条においては、その用途について制限をつけたり、条件をつけてはならない旨きびしく規定しております。今回の措置及びその要綱は税法違反となると思いますが、お尋ねをいたします。

また、この措置は本年度限りのものであるというふうに記されておりますが、これだけの措置によつて用地取得難が解消するというふうには思われません。今後いかなる財政措置をあわせて継続していく御方針であるか、御明示を願いたいと思います。同時に、この措置は、交付税全体の配分を一そう過密地域に片寄せ、過疎地域を軽視することになると思いますが、その関係についてどのように理解をしておりますか、お尋ねをいたします。

なお、基金の運営についてありますが、その適正さを欠きますと、地方ボスなどの暗躍の余地を残し、地価の高騰などを招き、黒い霧の発生も懸念されるのであります。どのように対処されるか、承りたいと存じます。

最後に、公営企業関係であります。

地方財政計画によりまして、繰り出し金の大幅な増加を行なっておりますが、こうした、びぼう的な手段によつて公営企業会計が健全化するということとは考えられません。公営企業の危機は、国の無計画な高度成長政策の帰結であり、物価政策の大きなひずみに由来しているものであります。国は早急に根本塞源的に大幅に国費を投入すべき

であると考えますが、とりあえず本年度において、地下鉄関係にはその建設費の三分の二負担、上水道については簡易水道並みの助成を実現すべきであると考えますが、その御意思ありやなしや、お尋ねをいたします。

また、公営企業金融公庫の機能の強化のために、公営ギャンブルの売り上げ金から毎年その一割にあたる九十億円を十年間にわたつて公庫に納付し、その運用を通じて五厘の金利の引き下げをはかるというものであります。公営ギャンブルは勤労者を収奪するものであり、家庭の平和を破壊し、しばしば社会の混乱を引き起こし、善良な市民に不安を与えておりました。国民の大多数はその早期廃止を願っているところであります。今回の措置は、国民の期待に背を向け、公営ギャンブルを十年間の長期間にわたつて固定化しようとするものであります。こうした手段よりも、国による出資の増額、補給金の支出などを行なうことによつて、企業債のワクを拡大し、利子の引き下げをはかり、償還期限を延長するなどの改善をし、水道、交通などの企業の再建をはかるべきであると考えますけれども、御所見をいただきたいと思ひます。

(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤栄作君) 地方財政は、御指摘にもありましたように、一とぎに比べてよほど案に

なつた、かように私は思いますが、しかし、これをもつて十分だというわけではございません。私が申し上げるまでもなく、行政水準におきまして、またその体質におきまして、なお多くの問題が残されております。社会経済の進展に即応して町づくり、地域づくり——ただいまも公團その他についてお話がありました。私も計画をそれぞれ持つております。それを計画的に推進すべき重要な時期に当面していることは私もわかつております。したがって、地方財政の需要、これは今日大きいものだ、かように私も思っております。

ところで、今回行ないました地方交付税の特別措置であります。これは来年度の地方財政の運営に影響を与えない方法によつて地方交付税の年度間調整を行ない、かつ、国、地方を通ずる財政運営の円滑化をはかる見地から行なつたものであります。このことによりまして、明年度の地方財政に支障を来たすことはないものと、かように考えております。その後の処置につきましては、大蔵大臣からお答えすることにしたと思ひます。

次に、地方財政政策につきまして、産業基盤の整備よりも生活基盤を優先せよ、こゝういふ考え方についてありますが、私もそのように考えております。同感であります。すなわち、今回策定した地方財政計画におきましては、町づくり、地域づくりの事業を計画的に推進することとするこ

とを重点の一つとして、下水道、清掃施設の整備や交通安全対策など、住民の日常生活に密着した施設の整備を積極的に進めることとしております。

次に、交付税が大都市に多く流れ過ぎているのではないかと、こゝういふ御批判がありました。都市の整備再開発のための財政需要が著しい現状を勘案して普通交付税の算定を行なっているものであり、このため特に交付税制度本来の調整機能が失われている、かように私は考えております。

次に、大都市に対する自主財政強化の問題であります。御趣旨のような観点から、財政圧迫の要因となつて道路整備のための財政の充実をはかるために、地方道路譲与税の譲与基準を改正した次第であります。

なお、この問題につきましては、国、地方を通ずる財源の再配分とも関連し、今後ともその充実について努力してまいります。

まだ、いろいろお尋ねがありました。私が特に関心のあります問題について一つお答えしておきたいのは電気ガス税であります。これは、私は今日もなお悪税だといふ基本的な考え方には変わりません。ただ、市町村財政の上では重要な財源でございますので、その点も無視できません。しかし、この悪税をいつまでもこのままではうっておくというわけにはまいりませんので、それらの状態をも考慮しながら、できるだけすみ

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号

国務大臣の報告に關する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一七〇

やかに軽減への努力を講ずる、こういう方向でさらに検討を続けてまいりたいと、かように思っています。

以上お答えいたしました、その他の問題につきましては、それぞれ所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(野田武夫君) 御質問の數項につきましては、總理からお答え申し上げましたから、重複を避けて……ただ、その間、地方財政の好転問題で自治大臣と大蔵大臣の感觸が……とでございますが、実際においては、地方財政は漸次好転しつつあることは事実でございますが、豊かではない。まだ非常にいわゆる行政需要が多いのでございますから、地方財政というものは、今後ともやはり十分充実、確立しなければならぬという考え方を持っております。

覚え書きのことがありましたから、これは簡単に申し上げますが、覚え書きにおきましては、従来、地方交付税の税率についての論議があつたようでございますが、これは、いまの趣旨に従つて、いわゆる地方交付税は地方財政の固有の財源だというたてまえを確立するために、今後当分の間、一切、交付税率について予算編成にあたつては論議をしない。それで、いま一般会計を通すことなく特別会計に入れたらすっきりするのじゃないかというお話でございますが、できますならば、そういったしたいと思います、いずれにいた

しましても、当分の間、税率問題に触れないという約束を覚え書きでいたしましたから、将来の交付税の税率についての不安がなくなつております。ことさらに、いま直ちに、一般会計ではないけな、特別会計だということをやらなくても、これは、地方財政は確立していく、こう考えております。

さらに、年度間調整におきましても、これは国と地方がやはり相通ずるものでございますから、お互いに年度間調整というものは必要と思ひますが、特に、地方財政の今日の状況におきまして、やはり年度間調整はあくまでも地方において自主的にやる、こういうたてまえをとっていききたいと思つております。

その他につきましては、すでに總理からもお話がありましたとおり、この六百九十億は決してただ貸したとか貸さぬとかいふものではない。四十三年度の自然増収の見込まれる額、その限度内でつまり特別措置をしたのであつて、これは自然増収でございますから、当然これは入つてくる、現にもう補正によつてあらわれております。したがつて、何ら四十四年度の地方財政には影響がない、こういうたてまえであるの特例措置をやつたのでございますから、四十三年のときの特例措置とは、その内容、質において異なつております。

次に、土地開発基金に交付税を流すのは、交付税法違反じゃないかということでありますが、今回の措置は、地方団体における公共用地の取得

に対する財政需要に対処するためでございます。その必要とされる財政需要額を算入しようとするときにおいて、地方交付税の使途に条件を付したり、また制限を加えようというものではないのでございますから、したがつて、交付税法に違反するということは言えない。制限も加えないし、条件も付けない、こういうたてまえでございますから、この点は御理解をお願いしたいと思います。

地方公営企業の今日の企業内容が非常に困難であることは、もうお示しのとおりでございます。

そのため、その財源にはいろいろ苦心をいたしておりますが、特におあげになりました地下鉄の問題、これは昭和四十二年度以来、純工事費の一〇・五%相当額を補助することになっておりますが、この補助率ではなかなか地下鉄建設はむずかしいし、また、なかなかその結果、運営にも支障を来す。そこで、この四十四年度予算編成期におきまして、この補助率を相当上げるといふことで、大蔵当局とも御相談いたしました。そこで、いま補助の問題は、運輸省がおやりになっておりますが、やはり地方公営企業でございますから、自治省といたしまして、どうしてもこれはこのままほうっておけないということで、大蔵大臣と御相談し、運輸大臣ともお打ち合わせいたしました。三者の覚え書きをつくつております。相当補助率を高める、こういうことで、地下鉄建設に対してできるだけ政府も手厚い措置を講ずる、

こういうことになっております。

公営ギャンブルの売り上げの1%を公営企業金融公庫に納付するのはどうだというお尋ねでございます。いま申し上げましたとおり、地方公営企業というものが非常に財政上困難をいたしております。いろんな方法によつて地方公営企業というものを立て直していかなくちゃならぬ。そこで、特に本年度からは、いままでも対象にならなかつた、いま申し上げました地下鉄も、これも公営企業金融公庫の融資の対象にするということにいたしましたのでございますが、そのときになつて一番問題になるのは、もちろんこの金融公庫の資金量、それから償還期限ということもございまして、これも手をつけなくちゃならぬ。同時に、金利が高い——何といつても経営をいたしますのに借金してやつておりますから、その金利をもっと下げてやらなくちゃなかなか経営がむずかしい。こういうことに考えをいたしまして、その金利を、竹田さんもお示しのとおり、少なくとも5%ぐらいに下げたい、こういう目標のもとに資金関係をいろいろ操作してみました、特にこの公営競技において収益が年々増してきております。この公営競技の収益というものは、これはいま主催の地方公共団体がその収益を大部分使つておりますが、これらにつきましては、これはやはり全国的に、困つたところに益金を配分する。現にこれは、道路、教育、あるいは社会福祉その他にも相当な公営競技の収益が財源として使われておりますか

その他ありますが、大体これはもう総理からの
お答えがございましたから、私は省くことにいた
します。(拍手)

○国務大臣（福田赳夫君） 地方財政の現状をどう

認識するか——いま自治大臣から、改善されたが、豊かではない、こういうお答えがありました。私もそのとおりに存じます。まあ昭和二十九年、三十年、さらに昭和四十年、四十一年と、非常に地方財政は苦しかったのですが、その後は非常な改善です。四十二、四十三、四十四と続いて税収が

これはもう車の両輪で、国の政治が動く、民生が向上するというふうに考えておりますので、地方が苦しいときには国がこれに協力しなければならぬ。そこで、二十九年、三十年、また四十年、四十一年、この苦しいときには国が大いに地方財政に協力をしております。逆に、四十三年、四十四年では地方が国に協力するという結果になっておりますと同時に、交付税というものが、これが所得税、法人税、それから酒税、こう

いう景気に非常に敏感な税を対象として、その二・三割を地方に交付するというたてまえをとっております関係上、この交付税については、景気につれまして非常に上がり下がりがある、こういう状態でございます。したがいまして、地方財政はやつぱり国の財政と政策基調においては同じ歩調をとるというたてまえになっておりますが、そういうところから考えまして、この年度間の調整というものにつきましては、これは考えてみなければならぬ問題があるのであります。そういうたてまえから私と自治大臣との間で覚え書きを交換い

いまして税率をどうするのか、三二%は動かすのか、動かさないのかということが問題になるのです。これはばかばかしいことであり、わざわざ新しいことでありますから、もうこの論議はやめよう、そのかわり、年度間でこぼこがないように調整する。こういうことにつきましては、自治省、大蔵省で少し相談をしようじゃないか、こういうことを取りきめた次第であります。また、その具体的な結論は出ておりませんです。いま、四十五

年度の予算をそれじやどうするのか、こういう先々へのお話でございしますが、実はいま、こういう四百五十億円四十三年度に借りたような形になつておるのです。四十四年度には六百九十億円のしわが大きく四十五年度にかかつてくるわけでありまして、このことを考えますと、大蔵大臣としての私も非常に頭が痛むのでございますが、しかし、これは全体の予算の規模の中で何とか処置しなければならぬ問題である、かように考えておるのであります。

それから、さらに所得税と住民税、その課税最低限が違うじゃないか——確かに違うのであります。改正案によりますと、国税のほうでは九十

三万円、地方税のほうでは六十二万円になるわけでありまして。しかし、それが違うのが私はあたりまえだと思う。国と比べまして、地方は地域社会の維持ということを考えておるわけでございますから、したがって、この国に対する所得税納税者よりは、はるかに広い納税階層というものが住民税の対象になっているのだと、かように考えますので、所得税と地方税の課税最低限を一致させます

国務大臣の報告に關する件(昭和四十四年度
方稅法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号

国務大臣の報告に関する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一七二

なきやならぬという見方に対しましては、にわかには賛同いたしたい。

さらに、国税における特別措置、これが地方税に反映して地方税の減収になる。それをやめて、住民税の減収に充てたらどうかと、こういうお話でございしますが、どうも理論的に申しまして、

地方は自治でありますから、国が特別措置をとった、それに連動して、地方でそのとおりの特別措置をとらなきやならぬ、こういうことはないという一方の議論もあります。国の施策には

地方も協力をするたてまえになっております関係上、まあ、その理屈ばかりも言いがたいという面があるのと同時に、所得税を中央において計算した、その計算の中には特別措置なんかもいろいろ加味されておるといふ際に、それが地方にいきました場合に、今度は特別措置は地方ではやめだといふようなことになりますると、計算をまきりやり変えなきやならぬ。非常に複雑な事態にもなりますので、そういう実際の見地からも、この問題はむずかしい問題をはらんでおるのであります。しかし、理論は理論でありますから、なお、お説のような趣旨がいかがどうかということにつきましては、検討をいたしてみたい。

それから最後に、地下鉄の問題の御提示がありました。またそれは結論は考えておりません。おりませんが、まあ路面交通がやがて行き詰まることになるであろうということを考えますときに、地下鉄の交通における使命というものは非常

に重大になってくる。そういうことを踏んまえて、国が積極的な財政援助をすべきである、そういうふうに考えまして、その具体案を大蔵、自治また運輸三省間でいまやってみたい、かように考えておるのでございます。

公営ギャンブルにつきましては、自治大臣からる御回答がありましたので、これを省略させていただきます。(拍手)

○副議長(安井謙吉) 阿部憲一君。

「阿部憲一君登壇、拍手」

○阿部憲一君 私は、公明党を代表して、ただいま議題になりました地方税法等の一部を改正する法律案、地方交付税法の一部を改正する法律案につき、政府の所信を伺いたいと思っております。

質問の第一は、現在の地方財政制度を抜本的に改革すべき時期にきているのではないかとこのところでございます。申すまでもなく、戦後わが国の税制の基本的な性格は、シャープ勧告によって決定づけられたのであります。シャープ税制は、戦後の日本経済の復興期にあたって、それなりの効果はあったのであります。その後の高度経済成長に伴って、過疎、過密の深刻化、都市化問題、交通難、各種公害等、日本の社会経済情勢は大きく変化したのであります。その変化につれて、ますます財政需要の急増を招き、地方財政の動態化が

必要とされるに至っております。しかるに政府は、部分的な対応策しかとっておらず、まさに継ぎはぎだらけの糊塗政策と言わざるを得ません。そのため財政上の原則はあらゆるところで破綻を来たし、本来の地方自治の理念にはほど遠い全くの中央依存、住民不在の混乱した税制となつていのであります。いまこそ、この新時代に即応する地方税全般の改正が必要であると思つて

であります。政府は地方税、国税を通じて国民生活にマッチした大改正を行ない、地方財政の安定、充実をはかる決意はないかどうか、まず総理にお伺いいたします。

第二に、今日の地方税による財源はいまだに歳入の四〇％前後であつて、そのあとの約六〇％は交付税、補助金、地方債等の中央依存財源によつて占められている現状であり、市町村の税収が都道府県の税収を下回る結果となつていのであります。現に過疎地域においては極度の財政難を招いていのであり、住民税、固定資産税等の超過課税を余儀なくされていのであります。その市町村は全国市町村数の三分の一の多きにのぼつております。また、一方では物価の上昇、社会保険、社会開発等の著しい立ちおくれによつて住民、特に低所得者層の税負担はますます過重になつております。しかるに、政府はこのような事態に目をつぶつて税財源の適正配分も、事務の再配分も行なわず、大衆課税を強化してきたのでございします。わが党は、地方税と地方財政制度に関

しては、まずシャープ勧告にうたわれている三原則、すなわち、責任明確の原則、行政効率の原則、地方自治尊重の原則、これをあくまで貫き、国と地方との税財源の配分を断行し、この基本原則を踏まえた上で国と地方との協調をはかることが先決であると主張してきましたが、この点について総理、大蔵、自治の各大臣の御所見を承りたいのであります。

質問の第三は、地方交付税の総額の特例であります。この問題は、地方自治の本質に触れる重大な問題であり、明年度以降の地方財政のあり方について大きな影響がありますのでお伺いします。が、予算編成前にあれほど声を大にして、「おくれは、地方行政水準向上のため、びた一文削るべきではない、余裕があるくらいなら住民負担の軽減に振り向けるべきだ」と、こう叫ばれていたのに、およそ地方公共団体側の恩恵とは逆に皮肉な結果となりまして、六百九十億円の借金方式がまかり通つたのであります。この事態に対して、あ然としたのは私一人ではないと思つております。

何ゆえに地方は四十三年度の四百五十億円に引き続き二年連続で国へ貸さなければならなかったのか。特に前大蔵、自治の両大臣の間でかわされました貸し借りは本年度限りという覚え書きも無視し、本院地方行政委員会の附帯決議を踏みにじつてまでもあえて貸さなければならぬ理由は、いまでも理解できないのであります。この点について大蔵、自治両大臣の御説明を願いたいのであ

りまして、

大蔵大臣の報告に関する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

大蔵大臣の報告に関する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

ります。

さらに、地方が国に協力する手段として、はたして貸し借りの方法しかなかったかどうかということでもあります。たとえば、国庫補助金の整理や地方債の繰り上げ償還等の考えはなかったのかどうか。大蔵、自治の両大臣に御答弁を願いたいのであります。

次に、大蔵大臣にお伺いいたしますが、大臣は、国と地方との財政は、先ほどもお答えになったようにですが、車の両輪であり、交互の年度間の財政調整によって景気調整が保たれるのであると、いままで繰り返し述べられております。この御答弁は、全く交付税の本質を見誤り、地方自治の本旨を著しく侵害するものであります。御承知のとおり、地方交付税法第一条は、この法律の目的を明確に規定して、地方団体間の財源格差を是正して行政の均衡化をはかるための地方団体間の調整財源であり、憲法に保障された地方自治の本旨実現のための地方固有の財源であることをうたっております。大蔵大臣の言われるような国と地方との財源とか、景気調整のための財源とかいうことはどこにもうたっておらないのであります。これについて大蔵大臣の所見を伺いたいののであります。次に、地方税改正案の具体的問題点についてであります。まず自治大臣にお伺いいたします。その第一は、住民税課税最低限百万円までの引き上げはいつごろまでに実現するか、その目標があるのかということでございます。自治省は、四

十四年度の地方税減税額は八百七十億円で史上最高

の規模と自賛しておりますが、住民税の課税最低限はわずかに九万円の引き上げで、いまま所所得税との比較では一〇対六・六で依然として三十万円の開きがあります。しかも所得税免除者で住民税を納める人口は実に一千万人をこえているのであります。所得再配分の性格を持つ所得税と負担分担の住民税とはおのずから課税最低限に差異があることは理解できるといたしまして、中堅所得層及び低所得階層の住民に対する重税感に依然としてきびしいのであります。かりに六百九十億円と国鉄納付金二十五億円のおおはんぶるまいを住民税減税に振り向けるとすれば、サラリーマン標準世帯の課税最低限度額は前年度に比べて二十万円以上に引き上げられ、わが党の主張する百万円減税は可能であると思っておりますが、この点について大臣の御意見を承りたいのであります。

第二は、料理飲食税の税率一本化についてであります。政府は一人一回三千円以上の高額消費者に対する現行税率一五%を一〇%に引き下げ、その理由を徴税の簡素化、税負担の軽減と称しておりますが、一般庶民にはおよそ縁遠い、高級料亭、バー、キャバレーなどの減税で、利用する人は一部の特権階級が社用族であり、料亭対策とかお手盛り減税とか、こういう非難が起こっております。高級料亭の門などを一度もくぐることもない、しかも重税にあえぐ納税大衆に何ゆえ報いることをなさなかったのか、その理由は何かお伺いしたいのであります。

第三は、住民税の均等割りについてであります

が、都道府県民税の個人均等割りは全廃するかあるいは市町村民税に統合すべきであり、このようないく率に所得格差を無視した前近代的人頭税は廃して、特に低所得者層に対して免除すべきであると思ひ、いかがでしょうか。

最後は、電気ガス税についてであります。

これは生活必需品に対する大衆課税であり、典型的な悪税であります。電気もガスも、一般家庭においてはますます需要がふえており、したがって税金の負担は一そう重くなっております。電気ガス税はそれこそ一日も早く撤廃すべきだと思ひますが総理のお考えを重ねてお尋ねいたします、私の質問を終わります。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 阿部君にお答えいたします。

まず第一に、地方税、税制制度を基本的に再検討する時期にきているのではないかと、こういう御意見であり、またそれについてのお尋ねであります。私も大体今日はその方向にきておるものと、かように考えております。最近における社会経済情勢の著しい変化に伴う地方行政の姿貌に對処する行政上の方策につきまして、現在、地方制度調査会におきましてせつかく審議中でございます。これは政府がお願いして、ここです御審議を願ひ、中央、地方の行政のあり方がいかにあ

るべきか、それを基本にして、その場合にその財源はどういうような配分をするかということになります。政府は、今後、この調査会の御意見を十分に尊重の上、地方行政制度の全般について所要の改正を行なうよう検討するつもりでございます。お答えをいたします。

またいろいろお尋ねがございまして、住民税あるいは均等割、また料飲税等についてもお話がございましたが、これはそれぞれの大蔵にお答えすることにしたしまして、私は電気ガス税について重ねてのお話がございましたが、先ほど竹田君にお答えいたしましたように、私もこの税はいい税だとは思っておりません。(「撤廃したら」と呼ぶ者あり)したが、いまして、この税がもつと軽減されるように逐次努力をする、こういう方向で検討したいと思ひます。いま「撤廃したら」という不規則発言がございましたが、その方向にはまだなかなか踏み切れない、この点を申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

地方税収をもつと充実すべきじゃないか、いま総収入の四〇%ぐらいあるが、もつと充実せいと、こういうまあ御質問でございますが、地方税は、数年前まではこれは三〇%ぐらいのものだったんです。だんだんと充実されてまいりまして、今日四〇%をこえる状態になってきておるわけです。一方、地方の自主財源といたしまして地方交

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号

国務大臣の報告に關する件(昭和四十四年度地方財政計画について)並びに地方交付税法の一部を改正する法律案及び地方税法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一七四

付税交付金がある。これはとにかく法人税、所得税、酒税、これの収入額に對しまして三二という定率がかかっている、自動的に地方へ回っていく税になっておるのでありますが、それを合計しますと実に六五%になる。これはもう非常な改善というふうに私も考えておるわけであります。

地方財政がさらに改善されることはこれを期待しておりますけれども、まあ現状は先ほど申し上げたように、もう見違えるような改善ぶりになっておるといふふうに思っております。

シャウブ三原則の御指摘がありました、これはもとより尊重すべきものである、かように考えます。

それから、六百九十億円の四十四年度の特別措置は、るる申し上げておりますとおり、二つの目的でやっております。一つは、中央、地方のどちらか一方が苦しいときには他の一方から援助をし、こう、こういう趣旨である。それから、第二の点は、地方財政自体の問題であります、地方財政自体の財政のスケールにでこぼこがある、それを調整すると、こういう意味があるわけであります。この二つの目的を達するために交付税を六百九十億円減額をする、そしてあとまたこれを返す、平たく言いますと借りるといふ措置をとったわけでございます。地方から見れば、中央に預けておくという形になります、他に方法がなかったかというふうなお尋ねでございます。特に、地方債繰り上げ償還ということをおぼ

ておられますが、これも一つの方法なんです、しかし、これは年度間調整という一つの目的しか到達できない、中央地方の協力ということには、大きな役割りがなかったと、こういうわけであります。

それから、私が中央と地方の財政面輪論ということをお話しておるのに対し、疑問符を投げられたようなお話でございましたが、私は面輪論というのにはいささかの間違ひはない、これは、国が困つて地方だけがいいというものであつてはならない、地方が困つて国だけがいいというものであつてはならない、両々相まって国民の福祉を向上する、国力を充実させるという役目を尽くしておるといふふうに思ふのであります。それで、交付税交付金は景氣調整の財源だといふふうには、また觀念はいたしておりませんが、これは先ほど申し上げましたような二つの意味合いをもちまして、ことしは国のほうで預かつておるといふような形にいたしました次第でございますが、必ずこれは明年度以降、四十五年度以降において地方に返すことに相なるわけでございます。また、この六百九十億円というものは、ただ単にこれは政府が独断でやるわけじゃない、国会におはかりをいたしまして、国会の御承認を得て法律案といたしまして立法するというに相なりますので、皆さんの御意見も尊重してやるわけであります。

なお、最後であります、住民税の課税最低限

が所得税の課税最低限と一緒になせられないかというお話であります、これは先ほどおる申し上げましたとおり、必ずしもこれを一致させるといふ考え方はとっており、こういうふうにお答えするほかないのであります。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(野田武夫君) 阿部さんのただいまの御質問のうちに、経済社会の情勢が非常な変化を見つづける。その際、地方財政制度が旧態依然としておるといふ御指摘でございますが、私も大体そのように考えます。そこで、この變動に備えるところの地方行政のあり方、それから、行政、財政上の方策というものは当然考えなければならぬ段階にきておると思ひます。現在、地方制度調査会において審議をお願いいたしておるところでございます。この調査会の答申を待ちまして、その上において十分現実に即応した案ができるように検討をいたしたいと思ひます。

ただいま大蔵大臣からもお話がありましたから、詳しくお答えいたす必要はないと思ひますが、住民税のことが先ほどございましたが、これは百万円までの、つまり最低限をきめてはどうかという御趣旨、よくわかります。しかし、大蔵大臣も申しましたとおり、また、税制調査会でも答申があつたのでございますが、所得税と住民税は性質を異にするから、住民税は住民税としての立場で課税すべきだといふ答申を得ております。これはやはりできるだけ課税最低限を引き上げる

ということとは、もうわれわれのつとむべきこととでございますから、ごもつともだと思ひますが、四十四年度の地方税の減税は、先ほど申し上げましたとおり、八百七十億でございますが、今回とりました住民税の減税は、大体そのうちに七百十四億の住民税の減税をいたしております。そこで、これは四十三年度もいたしております。四十四年度もやりますが、私は、やはり年々できるだけ軽くするうちに、四十五年度においてもこれを続けたいと思ひます。そうしてできるだけ所得税の課税最低限に近づいたものに、いつ一緒にされるかということはお申し上げられませんが、なるべく近づくようにいたしたい、こう考えております。

住民税の均等割りの問題が出ておりますが、これは住民税は、御承知のとおり、まあ地域住民が広く少しくとも互に自分の町づくりのために負担し合つて自分の地域づくりをやりたい、その費用の一端を負担しようという趣旨でございますから、この住民税を負担される方が非常に広いのであります。そこで、その結果、住んでいられる市町村というものが非常に密着して、自分の町だ自分の村だといふ考えが深く、こういう中でいま私どもとしては地方税としてこれは適当なものだと考えております。したがつて、今日のところは、均等割りを廃止することは適当でない。しかし、これもさらに検討を加えるという、こういう考え方を持っております。

都道府県と市町村の財源の問題が出てまいりま

したが、最近、都市においては、街路、生活環境施設といふものがたいへんな整備が急になつております。特に大都市では急激な人口集中、これはもう申し上げるまでもなく御理解いただくことでありますが、そこで、こういう充実につきましても、どうしても積極的な財政措置を必要とする。

今回特にとりました道路の交通激化に伴う整備の道路財源の対応策として、四十四年度の地方税制の改正にあたりましては、地方道路譲与税の譲与基準を改めまして、これらの需要の多いところに行きわたるだけ満たしていきたい。この問題も、やはり国、地方を通ずる財源の再配分とも関連いたしておりますから、今後ともこの充実につきましてもは努力してまいりたいと思つております。

なお、料飲税の問題でございますが、これはつまり現在の料飲税の徴収がなかなか不明確でありまして、非常に混雑しております。すなわち、公給領収書というものが、公正にこれが徴収ができていないというふうな事情もございまして、なるべく税金はひとつ公平に徴収する、こういう目的から徴収の簡素化——何かこれは一〇%、一五%といふと、そこに非常にあいまいなものが出てまいります。また、一人当たり三千円、二人のときにはどうするか、いろいろなことで非常にややこしい徴税法でございますから、現行の公給領収書を基準とし、なるべく簡単にやりたいというので、一〇%一本にした。同時に、宿泊料、一般の料飲税、これの免税点を引き上げる、ここに多少

バランスをとっていきたいということでございまして、いわゆる他意はないのでございすから、御了解をお願いしたいと思います。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(安井謙君) 日程第四、公営住宅法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。坪川建設大臣。

〔国務大臣坪川信三君登壇、拍手〕

○国務大臣(坪川信三君) 公営住宅法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

住宅事情を改善し、国民のすべてが健全で明るい住生活をおくることができるようになることは、政府に課せられた重大な使命であり、政府としては、鋭意住宅対策の拡充強化につとめておりますが、特に政府施策住宅の建設は、低額所得者向けの賃貸住宅に最も重点を置いて進めてまいっております。

公営住宅法は、昭和二十六年に制定され、以来この法律に基づく公営住宅の供給がわが国の住宅対策の上で最も重要な役割を果たしてまいりましたことは御承知のとおりであります。しかしながら、法制定以来すでに二十年近くを経過し、現

在におきましては、制度上幾多の問題が生じてきていますが、中でも次の事項は当面改善措置を講ずる必要があるものと考えます。

その第一は、公営住宅の建設に要する費用に關する国の援助の方式についてであります。現在、国は、公営住宅の建設にあたって、その用地費についても地方公共団体に対して補助することとしておりますが、用地費の増大に伴い補助額が地価の実勢とかけ離れ地方公共団体の財政負担の増高を来たしております。現行の用地費に対する補助制度のままで補助率を適正化し、公営住宅の建設の伸長をはかることは、現在の財政事情のもとにおいては、相当困難と考えられます。したがって、用地費については補助制度を現行に沿った融資制度に切りかえることが適切と考えられます。

最近の公営住宅の建設地は、用地取得難のためややもすれば市街地から遠隔化する事例が見受けられます。一方、相当以前に建設された公営住宅は市街地に建設されたものが多く、その大部分は木造住宅で現在ではかなり老朽化しており、これらを建てかえてその土地を高度に利用し近代的な高層または中層の公営住宅を大量に供給することが、現下の急務となつてまいりました。したがって、公営住宅の建てかえに關する規定を整備して、事業の円滑な推進をはかる必要があります。

以上がこの法律案を提案いたしました趣旨であります。次にこの法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、公営住宅または共同施設を建設するための土地の取得造成に要する費用についての国の援助の方式を改めまして、従来の補助を地方債による融資に切りかえることとし、国は、事業主体がこれらの費用に充てるために起こす地方債について適切な配慮をすることといたしました。

第二に、ただいま申し上げました国の援助方式を改めたことに伴う家賃の変動を避けるために、国は、毎年度、事業主体に対して家賃収入補助を行なうことといたしました。

第三に、公営住宅に五年以上入居し、一定の高額の収入を得るに至った者に対する明け渡しの請求に關する規定を設けました。この場合、事業主体は、入居者の明け渡しを容易にするように他の

昭和四十四年三月十九日 参議院會議録第十一号 公営住宅法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

公的資金による住宅への入居等について特別の配慮をすること、請求を受けた者が病気で出費が多いこと等、特別の事情がある場合においては、明け渡しの際限を延長することができるといいたしております。なお、現在公営住宅に入居している者に対しては、法改正後二年間は明け渡しの請求ができないものとし、また明け渡しの基準についても相当の配慮をすることといいたしております。

第四に、公営住宅建てかえ事業に関する規定を整備いたしました。すなわち、建てかえ事業を施行できる場合の要件を定めるとともに、建てかえ事業の施行にあたりましては、事業主体はあらかじめ建てかえ計画について建設大臣の承認を得た後、事業の施行に伴い必要があると認めるときは、一定の期限を定めて入居者に明け渡しを請求することができることといたしました。

第五に、この明け渡し請求を受けた者の住生活の安定を確保するため、事業主体は、必要な仮住居を提供するとともに、新たに建設される公営住宅への入居を申し出た者については、その公営住宅に入居させなければならないものとしたいたしました。

また、事業主体は、建てかえ事業の施行に伴い入居者がその住居が移転した場合においては、通常必要な移転料を支払うべき旨を定めいたしました。

第六に、建てかえ事業を円滑に施行するため、

事業主体は、事業の概要について説明会を開催する等事業の施行について入居者の協力が得られるようつとめるべきことといたしました。

このほか、法定の限度額以内の家賃の変更については建設大臣の承認を要しないこととする等所要の改正を行なうことといたしました次第であります。

以上がこの法律案の趣旨であります。(拍手)

○副議長(安井謙吉) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。発言を許します。

松本英一君。

〔松本英一君登壇、拍手〕

○松本英一君 ただいま趣旨説明がありました公営住宅法の一部を改正する法律案に對し、私は、社会党を代表して、基本的な問題を中心に佐藤総理及び関係大臣の所信をただそうとするものであります。

まず、総理大臣に政府の住宅政策の現状についてお伺いいたします。

生きるための三要素、衣食住、その中で、戦後二十四年間衣食は需要をやや上回ってまいりました。しかし住宅政策に関する願望は、いままなお満たされていないのであります。言うなれば慢性的な住宅の飢餓状態が続いているのであります。総理は、昭和四十一年一月、第五十一回通常国会の施政方針演説で「社会開発のうち、第一の急務は、立ちおくれしている生活の場の改善であり、特に住宅政策の拡充である、住生活の安定なくして

国民生活の安定はない」と強調し、「住宅の整備を生活安定の基本と考え、これを強力に推進する決意である」と言明されました。総理大臣は「一世帯一住宅」の公約をキャッチフレーズとして、四十一年度より住宅建設五カ年計画で六百七十万戸の住宅を建設すると言ってこられました。最終年度を明年に控えてこの公約は実現されるのであります。どうか、まずこの点について責任ある御答弁をお願いいたします。

第二の点は、住宅政策の中身についてであります。

今日までの住宅政策は極端な民間依存でありました。公営住宅の受け持ちは五十二万戸にすぎないのであります。民間の自力建設とは、血のにじむような犠牲を払って持ち家を持つとすることでありました。事実、昭和十六年には二〇％にすぎなかった持ち家が、昭和四十二年には五〇％に増加をいたしております。逆に借家は七〇％から三〇％に減っているのであります。政府は持ち家増加のこの数字だけを見て、持ち家政策が普及したと喜んでおられるようですが、とんでもないです。国が本腰を入れて住宅政策を立ててくれないために、自衛手段として必死になってわが家を持つとうとしておるのであります。いままお十世帯に一戸の割合で住宅が不足している現実、それに人口の集中の激しい大都市における深刻さ、この結果が大都市周辺では、どのような現象を起しておるか。一步郊外に出れば、農地がつぶされ、宅

地造成をしておる現場にしょっちゅうお目にかかるではありませんか。このようなまぬぬい住宅政策では、昭和四十五年度までに一世帯一住宅どころか、住宅難の解決は不可能と言わざるを得ないのであります。佐藤総理は、この公約を果たすために、今日までどのような政策をどのように推進し、どのように実行されたか、明確な御答弁をお願いします。

第三点は、住宅予算と国の総額予算について、総理大臣と、大蔵大臣に所信をお伺いするものであります。

住宅政策の目的は、国民のすべてが健康で文化的な住宅に住めるようにすることであるの言うまでもありません。ところが、低収入の人たちや、これから結婚しようとする若い人たちは、とても自力で土地を求め、家を建てる資金はないのです。しかたなく高い権利金や敷金を払って、条件の悪い民間アパートに住まなければならないのであります。いま国がとっておられます住宅無政策によって、居住水準が低下し、住宅の環境の荒廃が加速度的に進んでいる現在、国の総額予算に占める住宅予算の割合は、一％台とさきわめて少なく、しかも、それが四十二年度は一・三％、四十三年度の一・二〇％からさらに本年度に至っては、一・一八％に落ち込んでしまっているのであります。去る二月二十八日、衆議院の本会議におけるわが党の島上議員の質問に答へ、佐藤総理は「おおむね計画の線に従って順調に進捗

している」と発言され、また大蔵大臣は「住宅予算は前年度に比べて実に三四%と大幅な拡大になる、いかにその効用が大きいかという一端を示すものである」と答へられております。単に住宅予算のみをとらえれば、物価上昇率の激しい現在、前年度より比率が拡大するのは当然ではありませんか。総理みずから「社会開発の第一の急務」と言っておられる。住宅予算が国の総額予算に示すこの低下を——しかも、いま大蔵大臣がここで港湾、道路、河川の立ちおくれを言われましたけれども、それらのような他の公共事業予算に比較して大幅な拡大でないことは、大蔵大臣みずからよく御承知の通りであります。このような冷たい住宅政策で来年度までに一世帯一住宅が実現されるのか、住宅難は解消されるのか、総理大臣の今後における基本的な方向と、大蔵大臣の住宅政策に対する熱意をお伺いいたします。

次に、大蔵大臣と自治大臣にお伺いいたします。

私は、最初に慢性的な住宅の飢饉状態が続いていると言いましたが、これを解決するためには、公営住宅の大量供給以外にはないのであります。これから世帯の細分化は進み、長男でも嫁を持ったら独立した家を持つとする時代であります。政府は、ここで真剣に住宅政策を考え、公営住宅の大量供給をはかるべきであります。ところが、こうして今後の住宅政策を考える最も重大な時期に、ショックな問題として出されてきたのが

この公営住宅法改正案であります。

この中でまず追及しなければならぬのは、用地費の補助の打ち切りであります。地方公共団体の超過負担の解消とか、用地確保など、事業量の増大を利点として政府は考えられているようですが、返済が義務づけられている融資制度と、返す必要のない補助とはどちらが得であるのか、小学生でもわかることであります。要は、公営住宅本来の性格に戻り、国の補助率をもつとふやすのが本筋であって、用地費の地方償切りかえはむしろ逆行するものであります。なぜならば、公営住宅法の目的に「国及び地方公共団体が協力して」とはつきり明記されているからであります。本件は協力の目的から逸脱し、国の責任を地方公共団体に転嫁しようとするものにほかなりません。この目的が貫徹されていなければ、事業量は合意によつてきめられ、不足はないはずであります。超過負担でも、建設費は建設大臣がきめていられるのですから、そのきめ方が実情に合っているならば超過するはずはないのであります。このことは、用地費に対する建設省の要求と政府決定の大幅な開きが原因であると言わざるを得ません。大蔵大臣、自治大臣、超過負担に苦しむ地方公共団体が、融資制度によつて一時的には持ち出し分が減り、資金調達が楽になつても、結局は借金が増える方式にふえ、過大な負担がかかることになり、ひいては公営住宅の大量建設も阻害する要因となることは必至であります。このことが今日全

国内的に高まりつつある学校用地に対する補助金要望の悲願をも葬ることになるのであります。建設大臣はこの声に耳をふさぐことなく、強い態度を堅持していただきたいと思ひます。

なお、本案に關する住宅地審議会の答申には、「融資制度の円滑かつ適確な実施を図るため用地融資特別会計を設けること」と、その創設を打ち出していますが、これの創設は実施されたのか、もし実施されていなければ、ただ単に人員を要するからというのではなくて、今後の見通しを含め、責任ある御答弁を願ひます。

次に、建設大臣にお伺いいたします。

明け渡し請求についてであります。対象となる二百万円以上の所得者は、現在百万戸の公営住宅の中で二千三百戸であります。これは〇・三%にも満たないのであります。改正案では、これらの明け渡し請求を受けた者に対し、他の公的資金による住宅等への入居について特別の配慮をするとしてありますが、明け渡し請求権を一方で持つのならば、特別の配慮などと言わずに、入居者にも入居請求の権利を持たすべきではないでしょうか。これこそが明け渡しを容易にするための措置であると考えるのであります。そもそもこれは現在まで、入居者の資格のきめ方に欠陥があるので

させるといふ方式を採用すべきであります。また、高額所得者に対しましては、これを締め出すという方針ではなく、その前に、住宅の規模や場所などについて満足のいく公共住宅を十分用意することが先決であると考えます。要は、公共住宅を大量に建設し、同時に、現行の公共住宅の家賃体系を根本的に検討されることを主張することにも、強制明け渡ししが全入居者に多大の不安を与えていることを直視され、建設大臣並びに大蔵大臣の所信をお聞かせ願ひたいと思ひます。

次に、住宅の建てかえにあたつて、老朽住宅をこわし、中・高層住宅がで上がるまでの仮住宅、つまり簡易住宅に国の補助がない点であります。これでは、地方自治体が土地の高度利用をはかり、老朽住宅を建てかえようとする意欲をそこのうことになるのです。

最後に、居住水準の引き上げをはかるべきであることを要望いたします。このほど建設省と総理府が行なつた住宅に關する世論調査の結果でも明らかのように、住宅の狭さを訴えた声が非常に多いのであります。これは、明るい健康な暮らしがそこで営まれることを願う声なき声であつて、ただ、ねぐらを与えればよいという今日までの施策は、大いに反省さるべきであります。寝食の分離、公営住宅にも公団住宅のようなダイニングキッチンぐらゐは認めてやるべきではないか。また、共同施設の充実も、そうむやみに費用がかかるものではありません。住まいとは、寝て食べる

ことだけでなく、人間の文化が育ち、生産の生まれる営みの場であることを特に指摘して、政府の所信を求めるものであります。

以上、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 松本君にお答えいたします。

御指摘のように、衣食住、この三つのうちで、やっぱり衣食は一通りは需要を満たしておる。しかし、住は慢性的なお不足しておる。そのとおりでございます。私どもも、まことに残念に思っております。そこで、現状はどうなっているかというお尋ねであります。住宅建設の五カ年計画につきましては、四十四年度末までに、公営、公庫、公団住宅等の公的資金による住宅が百九十四万戸でございます。これは進捗率七二％。

それから民間自力による住宅に対しましては、宅地の供給、また、そのほか、住宅融資保険制度による民間金融の円滑化等によりまして、このほうは三百三十五万戸、進捗率としては八〇％強と、こういうことになっております。この建設の状況から見ますと、大体五カ年計画の目標である六百七十万戸、この建設につきましては、四十五年年度末までには予定どおり達成ができるんではないか、できる、かように、この機会に申し上げておきます。衆議院の段階で数字、額を申さないために、あるいは政府はまたいいかげんなことを言っておるのじゃないかというおしかりを受けた

かと思えます。そこで、その中身につきまして、国あるいは公共団体等がつくるいわゆる公営住宅で、そのほうに重点を置いて、民間のほうにたゞる現状を切りかえろと、こういう御意見でありました。私も、その方向で一そう努力したいと思っております。したがって、予算の充実につきましては、他の諸条件も見ますが、これはやはり優先的にこの住宅問題解決と取り組むと、かように御了承いただきたいと思っております。

最近、いまのような、まず最初の五カ年計画の充足はできるといたしましたが、今度は、国民の生活水準が非常に上がっておりますから、たゞいま御指摘になりました、最後に御要望になりましたように、いままでのような住宅基準ではどうも国民も納得されません。私どもも、いままではたゞ雨露をしのぐその場所を与える、こういう急に迫られた建築基準でありましたが、今度は国民の要望にこたえて、その生活水準の向上にこたえていくと、こういうことでなければならぬ、かように思っています。これからは質の向上の点につきまして特に重点を向けて計画を進めていきたいと思っております。

また、御指摘にありましたように、都市への人口集中が非常に激しい、また結婚適齢人口も急激にふえております。それらのことを考えますと、いままでと同様、あるいはいままでもより以上にこの住宅に対する需要は強いのであります。ただ慢性的な飢餓状態というだけではなくて、積

極的なこの住宅の不足を痛感せざるを得ないのであります。そこで政府といたしましては、こういう新しい需要に対応いたしまして、引き続き第二期の住宅五カ年計画を立てる、ただいまそういう意味で、この計画をいろいろ検討中でございます。そうして御指摘ありましたように国民の生活の向上をはかる、それに対応する住まいを提供する、そうして住生活が安定し生活の向上をもたらし、そうしてりっぱな社会をつくるように努力する、かような考えでございます。

以上、私についてのお尋ねをほぼ答えさしてもらいました。

〔国務大臣坪川信三君登壇、拍手〕

○国務大臣(坪川信三君) 松本議員にお答えいたします。

公営住宅の建設事業は、松本議員御承知のように、低所得者を対象とする住宅政策の中において最も重要な問題であります。住宅建設五カ年計画の達成、地方公共団体の持ち出しの解消、公営住宅の高層並びに不燃化などの質の向上をはかることが必要であります。現在の財政事情のもとでこれらの諸点の実現をはかることが相当困難であると考えられ、また、公営住宅の用地が地方公共団体の永久資産となることも考慮いたしまして、この際、用地費については補助から地方債に切りかえるものとしたしました。これによって、昭和四十四年度においては用地費の単価を大幅に引き上げ、地方公共団体の持ち出しの解消をはかること

としています。ほか、別途、家賃収入補助を新たに打ち出すこととしていますので、総合的に見ますと、地方公共団体の負担は当面著しく軽減され、公営住宅の建設が促進されるものと考えております。

次に、住宅は御指摘のとおり生活の本拠であります。居住の安定性については十分配慮しなければなりませんことはもちろんでございますが、低額所得者のための低家賃住宅であるという公営住宅の趣旨、性格からいたしまして、公営住宅の入居者の位置については、一般の借家の場合と異なりまして、一定の制限を設けることは必要やむを得ないと存じます。収入超過者の中には相当高額の者もあり、引き続き入居している者も相当数にのぼっている現状でございます。これは、一方では住宅に困窮する多数の低額所得者が公営住宅に入居を待ち望んでおられる著しい現象を見ますときに、公平を欠くものと私は考えます。したがって、公営住宅に困窮する低額所得者により多くの入居の機会を与えるため、高所得者に明け渡しを請求することができるようにすべきであると考え、次第であります。

なお、明け渡しを求める高所得者には、公団住宅等への入居のあっせんなどについて特段の配慮をすることとしております。この制度は、特に入居者に不安を与えるものではないと考えております。

次に、建てかえ事業は、幾棟かの中高層住宅を順次建設していくものであります。建てかえ事業により建設された住宅に直接に入居できる場合が多く、また、近くの公営住宅に住んでもらうこととしており、通常、仮り住居として、仮設住宅を建設することは少ないので、当面、仮り住居の設置費についての補助は行ないませんが、事業の実施状況を見ました上で、十分検討したいと考えている次第であります。

以上お答えいたします。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(福田赳夫君) お答えいたします。

まず、予算の問題であります。住宅対策費に国がほんとうに取り組んだのは、昭和四十一年度からかと思えます。一方において五カ年計画を打ち出す。それに伴いまして、予算、また財政投融資等におきまして、飛躍的なことで手当てをするという事になったわけでありまして、自來、引き続いて住宅対策費は増強されてきて、ことしは、一般会計のほうは七百九十四億円であります。が、財政投融資におきまして四千二百六十億円、また、地方債におきまして六百九十八億円、合計すると五千七百五十二億円という巨額の経費がここに投入されておるわけなんです。これを前年度に比べますと、二一・七%の増加であり、特に一般会計の七百九十四億円というものは、その伸び率が一三・三%であります。これは、あとで申し上げます融資への切りかえが、これがもしない

かったとしますならば、実に三四%の増加ということに相当するのであります。かなり住宅対策には意を用いている予算となっております。

それで、特に公営住宅の用地買収費、これを一般会計から出さないことにして、融資に振りかえたのはけしからぬじゃないかという話であります。が、これは、もし一般会計からだけの補給でこの公営住宅の土地買収をやるといふと、これは限られていることは、皆さん、減税をせよ、減税をせよといふるさく言われるのであります。いろいろな、社会保障の要請等もあるわけでありまして、そういう、あれもこれも、何もこれもやるわけにいかない。そういうようなことから、やはり土地買収、用地買収の金額、スケールが制限されるといふことになるのを憂へまして、特に融資制度に切りかえ、利子補給をやつて、一般会計、一般財源を使ったのと同じ効果を発揮させようと、こういうことを考えた次第でありまして、これによって、初めて大量建設の道が開かれるのであって、これが阻害原因になるというふうには考えておりません。

他の問題につきましては、建設大臣からお答えいたしましたとおりであります。(拍手)

〔国務大臣野田武夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(野田武夫君) 御指摘になりました公営住宅用地費の起債に切りかえた点でございます。

が、この公営住宅用地の今度の起債額は、大体二百八十六億円を計上いたしております。これは、四十三年度は五十九億円でございましたから、二百二十七億円の大増加となっておりますのでございます。この額はかねてから超過負担問題の一つとして論議されておりましたもので、公営住宅用地についてその所要額を起債に切りかえた、しかも大幅な起債を認めたと、こういうことからいたしますと、今後の公営住宅建設には、プラスにこそなりますが、決して支障はないものと存しておるのでございます。(拍手)

○副議長(安井謙君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十六分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 安井 謙君

議員

原田 立君	峯山 昭範君
田淵 哲也君	山田 勇君
青島 幸男君	塩田 啓典君
藤原 房雄君	藏原幽香子君
山高しげり君	市川 房枝君
三木 忠雄君	内田 洋利君
上林繁次郎君	任田 新治君
内藤登三郎君	矢追 秀彦君
阿部 滋一君	中尾 辰義君
高橋雄之助君	田村 賢作君
小林 章君	沢田 実君
多田 省吾君	黒柳 明君
中沢伊登子君	片山 武夫君
伊藤 五郎君	後藤 義隆君
田代富士男君	鈴木 一弘君
二宮 文造君	渡谷 邦彦君
向井 長年君	白井 勇君
柏原 ヤス君	北條 浩君

小平 芳平君	中村 正雄君	增原 恵吉君	鍋島 直紹君	平島 敏夫君	山下 春江君	米田 正文君	温水 三郎君
村尾 重雄君	小山邦太郎君	徳永 正利君	新谷寅三郎君	山本 利壽君	八木 一郎君	小林 武君	松本 賢一君
植竹 春彦君	木内 四郎君	井野 碩哉君	石原幹市郎君	田口長治郎君	平井 太郎君	林 虎雄君	森 八三二君
山本敬三郎君	若林 正武君	上原 正吉君	杉原 荒太君	寺尾 豊君	古池 信三君	三木與吉郎君	赤間 文三君
渡辺一太郎君	安田 隆明君	剣木 亨弘君	山崎 竜男君	松平 勇雄君	郡 祐一君	松永 忠二君	大矢 正君
増田 盛君	長屋 茂君	平泉 涉君	玉置 和郎君	青木 一男君	小林 武治君	横川 正市君	小柳 勇君
永野 鎮雄君	中山 太郎君	沢田 一精君	近藤英一郎君	重政 庸徳君	吉武 恵市君	高橋 衛君	塩見 俊二君
高田 浩運君	中村喜四郎君	玉置 猛夫君	鈴木 省吾君	木村 陸男君	植木 光教君	廣瀬 久忠君	秋山 長造君
西村 尚治君	八田 一朗君	久次米健太郎君	山内 一郎君	上田 哲君	亀井 善彰君	北村 暢君	成瀬 幡治君
宮崎 正雄君	柳田桃太郎君	山本茂一郎君	中津井 真君	長田 裕二君	上田 稔君	須藤 五郎君	渡辺 武君
佐藤 隆君	黒木 利克君	林田悠紀夫君	鬼丸 勝之君	和田 静夫君	松本 英一君	小笠原貞子君	河田 賢治君
楠 正俊君	岡本 悟君	内田 芳郎君	大森 久司君	安永 英雄君	佐田 一郎君	岩岡 正男君	前川 旦君
高橋文五郎君	土屋 義彦君	津島 文治君	岩動 道行君	菅野 儀作君	石原慎太郎君	木村美智男君	村田 秀三君
船田 讓君	吉江 勝保君	和田 鶴一君	丸茂 重貞君	竹田 四郎君	杉原 一雄君	川村 清一君	大橋 和孝君
江藤 智君	大竹平八郎君	二木 謙吾君	鹿島 俊雄君	達田 龍彦君	源田 実君	田中寿美子君	矢山 有作君
大谷藤之助君	柴田 栄君	長谷川 仁君	井川 伊平君	熊谷太三郎君	久保 勘一君	瀬谷 英行君	吉田忠三郎君
青田源太郎君	栗原 祐幸君	櫻井 志郎君	谷口 慶吉君	川上 為治君	小野 明君	西村 関一君	大森 創造君
藤田 正明君	梶原 茂嘉君	村上 春蔵君	田中 茂穂君	森 勝治君	鈴木 力君	野上 元君	千葉千代世君
大谷 賛雄君	前田佳都男君	堀本 宜実君	西田 信一君	中村 波男君	山本 杉君	山本伊三郎君	武内 五郎君

政府委員

内閣法制局長官

高辻 正巳君

自治大臣

野田 武夫君

建設大臣

坪川 信三君

厚生大臣

斎藤 昇君

大蔵大臣

福田 赳夫君

内閣総理大臣

佐藤 榮作君

國務大臣

加藤シツエ君

木村禮八郎君

松澤 兼人君

大和 与一君

足鹿 覺君

亀田 得治君

占部 秀男君

岡 三郎君

羽生 三七君

中村 英男君

久保 等君

阿具根 登君

永岡 光治君

鈴木 強君

森 元治郎君

昭和四十四年三月十九日 参議院会議録第十一号

明治三十五年三月三十一日
第三〇一號 郵便物認可

細一 部 四十円
(送料共)

所 行 発

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大 蔵 省 印 刷 局
電話 東京 五八二 四四二二(大代)